

第五次御殿場市総合計画

(案)

令和8年3月策定

御 殿 場 市

第五次御殿場市総合計画

前期基本計画

第3期 御殿場市まち・ひと・しごと創生総合戦略

御殿場市国土強靱化地域計画（令和8年3月改訂版）

目次

第五次御殿場市総合計画

第1章 総合計画策定の趣旨	2
第2章 総合計画の概要（基本構想・基本計画・実施計画の構成）	3

基本構想

第1章 将来都市像	4
第2章 土地利用の基本方針	4
第3章 政策の方針	4

前期基本計画

【総論】

第1章 前期基本計画の構成	12
第2章 時代の潮流	13
第3章 御殿場市の主要課題と施策の方向性	16
第4章 目標人口	19
第5章 土地利用方針	20
第6章 前期基本計画の概要	24
第7章 SDGs 未来都市 御殿場の“みらい”に向けて	62

分野別計画

政策方針1 人が集い活力あふれる産業を育てるまちづくり（産業分野）	73
政策方針2 笑顔あふれる健やか・福祉のまちづくり（健康福祉分野）	89
政策方針3 安全で安心して暮らせるまちづくり（防災・市民生活分野）	119
政策方針4 富士山のように大きな心を持った人づくり（教育文化分野）	136
政策方針5 富士山の恵みを守り育てるまちづくり（環境分野）	155
政策方針6 富士山の麓にふさわしい美しく快適なまちづくり（都市基盤分野）	170
政策方針7 富士山と共に歩む協働のまちづくり（協働・計画推進分野）	188

参考

第五次御殿場市総合計画

第1章 総合計画策定の趣旨

本市では、令和7年度までを計画期間とする第四次御殿場市総合計画のもと、「緑きらきら、人いきいき、交流都市 御殿場」の実現に向けたまちづくりを進めてきました。

この間、新東名高速道路新御殿場インターチェンジ～御殿場ジャンクション間の開通や、東京2020オリンピック・パラリンピック大会自転車競技ロードレースの開催地となる等、本市に新たな歴史が加わりました。

観光交流客数は新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に減少しましたが、令和5年度には年間1,500万人を超えるまで回復しました。市民生活においては、本市オリジナルのデジタル地域通貨である富士山Gコインが普及・浸透する等、地域経済の活性化と住みよいまちづくりに努めてきました。

一方、地方自治体を取り巻く環境は、少子高齢化に伴う人口減少や、激甚化・頻発化する自然災害、長引く物価高騰による市民生活への影響、デジタル技術の進展など、大きな変化の中にあります。

不透明な社会・経済情勢や複雑化する社会課題、多様化する市民のライフスタイルや価値観の変化の中、地方自治体は地方創生のもと、健全な財政を維持しつつ、これまで以上に自主性や創意工夫を持って、地域独自の取組を推進していくことが求められています。

本市の豊かな自然環境と、これにより生み出されたあらゆる地域資源を守り、育て、未来へつなげていくとともに、市民が郷土愛と誇りを持ちつつ安全・安心に住み続けられる、新たなまちづくりの指針として「第五次御殿場市総合計画」を策定するものです。

第2章 総合計画の概要

＜総合計画の構成と期間＞

総合計画は本市における総合的かつ計画的なまちづくりの指針として、基本構想、基本計画、実施計画から構成されます。

◆基本構想◆

基本構想は、10年後（令和17年度）の本市が目指すまちの姿として将来都市像を示すとともに、将来都市像の実現に向けた基本目標を定め、市民、事業者、行政など、本市に関わる全ての人々が取り組むまちづくりの基本的な理念として、7つの政策方針を示すものです。

期間は、令和8年度から令和17年度までです。

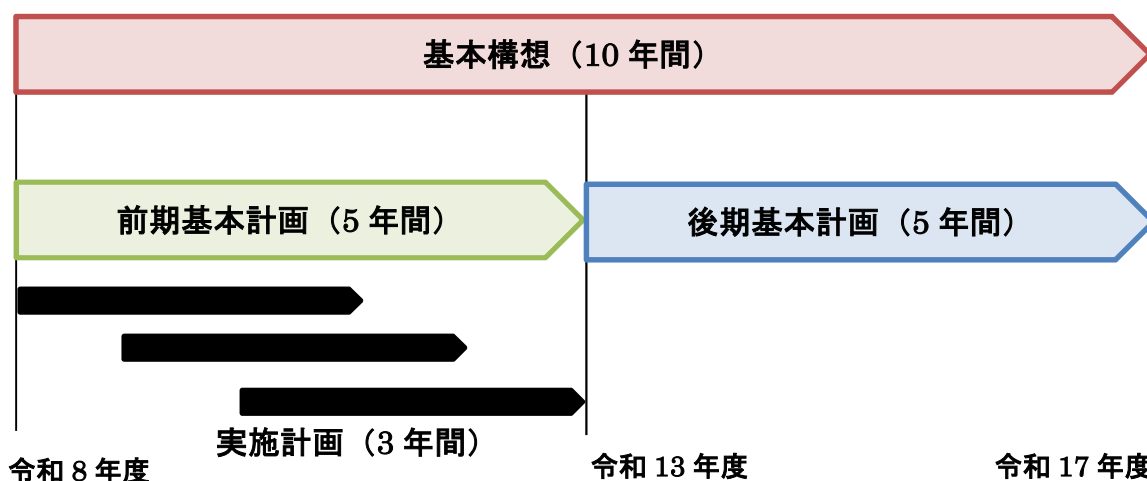
◆基本計画◆

基本計画は、基本構想で示した将来都市像の実現に向けて、中長期的な政策・施策を体系的に整理したものです。総合的かつ計画的な市政運営となるよう、基本構想で示された7つの政策方針を、それぞれ前期（5年間）、後期（5年間）に分け、実効性を高める役割を担います。

- 前期基本計画：令和8年度～令和12年度の5年間
- 後期基本計画：令和13年度～令和17年度の5年間

◆実施計画◆

実施計画は、基本計画に示した施策を効率的かつ効果的に実施するための事業計画書としての役割を果たします。実施計画は、社会・経済情勢の変化や財政状況に柔軟に対応するため、ローリング方式により毎年見直しを行います。



基 本 構 想

基本構想は、10年後（令和17年度）の本市が目指すまちの姿として将来都市像を示すとともに、将来都市像の実現に向けた基本目標を定め、市民・企業等・行政など、本市に関わる全ての人が取り組むまちづくりの基本的理念として、7つの政策方針を示すものです。（期間：令和8年度～令和17年度）

第1章 将来都市像

第五次御殿場市総合計画期間（令和8年度～令和17年度）における市のまちづくりの基本的理念であり、市の目指す将来都市像を以下のとおり定めます。

「緑きらきら、人いきいき、未来へつなぐ交流都市 御殿場」

雄大な富士山の恵みである豊かな自然環境を守り育て、郷土に愛着と誇りを持ちながら住み続けられる「御殿場らしいぬくもりのある人づくり・まちづくり」を進め、多様な考え方を受け入れながら、未来へ向けて持続的に発展していくまちを将来都市像として表します。

第2章 土地利用の基本方針

新東名高速道路の開通により、一層向上する交通ネットワーク上の優位性を生かしつつ、富士山と箱根外輪山に抱かれた豊かな自然環境、農林業、都市機能等が調和した、秩序ある土地利用を図ります。

第3章 政策の方針

市の目指す将来都市像を実現するため、基本目標を政策方針1～政策方針7として定めます。

世界遺産富士山の恵みや様々な観光資源を生かしつつ、新東名高速道路新御殿場インターチェンジ以東の開通等により国内外からの交流人口の増加や物流等が大きく変わることを視野に入れ、新たな産業の振興や観光戦略により、活力あるまちづくりを進めます。

- 富士山や箱根外輪山とその周辺の豊かな自然環境や景観を生かし、周辺自治体と連携した周遊、滞留型の観光を促進します。
観光交流都市として発展するため、御殿場らしい新たな魅力の発掘や地域資源の活用、各種ツーリズムの推進により、観光交流客数の一層の増加を図ります。
- 新たな工業用地の創出を図ることにより、企業が進出しやすい環境の整備に取り組みます。
また、起業家への支援を図るとともに、農林業や商業等との連携による６次産業化や新たな産業の振興に努めます。
- 特色ある農林業の振興を図るため、豊かな自然環境の中で生産される農畜産物や木材等の魅力を最大限に活かし、販路の拡大や更なるブランド化を推進します。
- スマート農業機械等を取り入れ、次世代に向けた地球環境負荷の低減と持続可能で安全・安心な農産物の生産を促進します。
- 商店街や企業等が行う活気ある活動を支援し、地域経済の更なる活性化と賑わい創出を推進します。
また、本市の魅力ある地域資源を生かした御殿場ブランド商品の開発を促進します。
- 中小企業の経営基盤の安定化や経営の改善及び事業のイノベーションを支援することにより、企業の一層の発展に努めます。
- 誰もが働きやすい就業環境を整備するため、国や県等と連携し、労働者の福利厚生の実施と労働教育の提供に努めます。

政策方針２ 笑顔あふれる健やか・福祉のまちづくり

《健康福祉》

誰もが希望を持って明るく健康に暮らすことができるように、社会福祉の充実を図り、地域で支え合う健やかな福祉のまちづくりを進めます。

- 真の子育て支援日本一を目指して、地域でこどもを見守る仕組みやこどもを預けやすい環境の確立など、子育て環境の向上を図ります。
- 市民がいつでも安心して医療サービスを受けることができるように、地域の医療機関との連携強化を図るとともに、広域を含む地域医療体制づくりを進めます。
- 健康寿命の延伸のため、食育の推進や健康づくりの啓発など、市民自ら健康づくり活動を実践できる体制づくりを進めます。
- ライフステージや一人ひとりの状況に応じた健康診査や検診、教育、相談等の実施による健康管理支援体制を強化します。
- 誰もが安心して暮らすことのできるよう、地域と行政の連携により、適切に福祉サービスを提供するとともに、地域住民がお互いに支え合い、助け合う地域社会を築きます。
- 高齢者が住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らせる環境づくりを推進します。
- 障がいのある方が住み慣れた地域で生活を送ることができるように、自立支援や社会参加を促進します。
- 保険・年金制度の周知に努めるとともに、市民の健康増進に一層取り組むことにより、医療費の適正化を図ります。

市民の生命と財産を守るため、激甚化する自然災害をはじめ、富士山の噴火、犯罪、事故、火災などに対し、常に危機管理意識を持つの確な対応ができる安全で安心なまちづくりを進めます。

- 自然災害や国民保護事案、新興感染症などのあらゆるリスクを想定した危機管理体制を構築し、的確な対応を図ります。
また、防災士の育成や自主防災会の能力向上など、地域の防災力の強化及び大規模災害に対応した広域避難体制の確立に努めます。
- 平時における防火や救命救急などの対策を進めるほか、火災など緊急時に迅速かつ的確に対応できる消防、救急・救助体制の強化を図ります。
- 大規模地震や集中豪雨に備えて、森林機能の保全や河川改修などを進め、治山・治水に努めます。
- 身近な地域で発生する犯罪を防止し、安全で安心な暮らしを実現するため、地域ぐるみの防犯活動や防犯設備の充実を図ります。
- 消費者の権利の尊重と自立の支援を図るため、相談体制の強化や幅広い層への消費者教育を推進します。
- 交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守とマナーの向上を働きかけるとともに、交通安全施設や設備の保全と拡充に努めます。
- 災害からの復旧・復興事業に備え、地籍・地理的空間情報の整備を進めます。

政策方針4 富士山のように大きな心を持った人づくり

《教育文化》

地域や市民・企業等・行政が一体となり、こどもから大人まであらゆる世代がお互いに学び合うことで、豊かな心を持ち、いきいきと暮らすことのできる御殿場らしい人づくりを進めます。

- 確かな人間力、社会力を身につけ、郷土愛を育むために、家庭、地域、保育所、こども園、幼稚園、学校等が連携し、より良い教育環境を整え、次世代を担う人づくりに努めます。
- 市民が自ら学びあい、実りある毎日を送り、地域活動が活発化するように、いつでも気軽に集まれる居場所づくりや温かい地域づくりを推進します。
- 市民が芸術文化に身近に接する環境の充実に努めるとともに、世代間の交流を通じて、担い手の育成と主体的な活動の支援を図ります。
- 市民が様々なスポーツを通じてつながり、生涯にわたってスポーツに親しめる環境の整備を図ります。
- 地域文化継承のため、歴史・文化資源の調査と保全を進めます。また、地域文化の理解を深めるため、歴史・文化の学びの場の提供を図ります。
- 国籍等に関わらず、お互いの文化の違い等を理解できるよう意識啓発に取り組み、多文化共生社会のまちづくりを推進します。
また、様々な分野での国際交流を通して、国際化の推進に努めます。

富士山や箱根外輪山の恵みである豊かな水資源や森林など自然環境を守り育て、市民・企業等・行政が、ともに地球の環境問題を意識した環境保全活動や事業活動等の推進を図ります。

また、脱炭素社会や資源循環型社会の形成に向けた取組を推進し、持続可能な、環境にやさしいまちづくり、経済との好循環を進めます。

- 地球温暖化を防止するため、省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの導入を図るほか、市民・企業等・行政の協働による脱炭素の取組を推進します。
- 富士山や箱根外輪山の自然環境の保全を図り、その恩恵を将来にわたって享受できるような取組を推進します。
- 市民・企業等・行政が連携し、誰もが安心して暮らせるよう、清潔で安全な生活環境の保全に努めます。
- 資源循環型社会を形成するため、ごみの減量や再資源化を推進するほか、廃棄物等の適正な処理を図ります。
- 豊かな水環境を後世に引き継ぎ、保全するため、水資源の有効利用に努めるほか、生活排水処理施設等の整備と適正な管理を推進します。

政策方針6 富士山の麓にふさわしい美しく快適なまちづくり

《都市基盤》

秩序ある土地利用、効率的な都市基盤の整備を推進し、ゆとりある住環境、美しい景観の形成に努めることにより、快適で自然と調和した御殿場らしいまちづくりを進めます。

- 富士山をはじめとした景観資源の保全と、これらを活かした魅力ある景観形成に努めます。
- 優れた自然環境と市民が暮らしやすい生活環境の調和を図りながら、新東名高速道路新御殿場インターチェンジや主要幹線道路など利便性が高い交通拠点を生かした土地利用の誘導を図ります。
- 中心市街地における基盤の整備や、新たな工業用地の創出等により、拠点的・面的なまちづくりを推進します。
- 公園を計画的に整備し、適正な維持管理を行うほか、市民・企業等・行政の協働による緑化活動に努めます。
- 誰もが安心して快適な生活を営むことができるよう、ゆとりある住宅の建築を進めるなど、住環境の整備に努めます。
- 幹線道路や生活道路の整備を図るとともに、安全で安心な道づくりの推進と道路網の充実を図ります。
- 交通弱者をはじめ、市民や来訪者の足として、バス・電車等の公共交通の充実と交通拠点の利便性向上を図ります。
- 北駿地区の県立高校再編を見据え、社会状況の変化に対応しながらまちづくりを進めます。

政策方針 7 富士山と共に歩む協働のまちづくり

《協働・計画推進》

市民・企業等・行政が協働して地域課題に取り組み、地域の魅力向上、暮らしやすいまちづくりを進めます。

また、時代の変化に対応したDX（デジタル＝トランスフォーメーション）を推進し、効果的な行財政運営に努め、明るく元気の出る未来への発展につなげていきます。

- 市民の郷土愛を育み、本市のブランド力を向上させるため、地域の資源や魅力を磨き上げ、戦略的な魅力発信に努めます。
- 行政の透明性を確保し、市政に対する市民の理解を高めるため、行政情報の積極的な発信と市民ニーズの把握に努めます。
- 公共的な課題に対し、市民・企業等・行政が協働して取り組むため、市民活動団体の育成を図り、市民協働型まちづくりを推進します。
- 誰もが個性や能力を発揮することができる社会を実現するため、様々な分野へ多様な人材の参画を促進します。
- 健全で安定した財政を継続するため、多様な手段で資金調達を行うことにより財源を確保し、効率的・効果的な財政運営を図ります。
- デジタル技術の活用を図りながら、行政需要や社会経済情勢の変化に的確に対応し、経営的感覚を持って、効率的な行政運営を実行します。
- 多様化する社会課題等に対し、周辺自治体と連携した広域的な取組を推進します。
- 財産区と連携し、地域の特性を生かしたまちづくりを推進します。
- 自衛隊の演習場使用と地元民生の安定や地域開発などが両立するまちづくりを推進します。

前 期 基 本 計 画 総 論

第 1 章 前期基本計画の構成

第五次総合計画前期基本計画は、第五次総合計画基本構想に示す将来都市像「緑きらきら、人いきいき、未来へつなぐ交流都市 御殿場」の実現に向け、令和 8～12 年度を計画期間とした、市政全般にわたる中長期的な政策・施策を、体系的に整理したものです。

併せて、市の施策全般にわたる取組が必要な、次の 2 つの計画と一体的に策定しています。

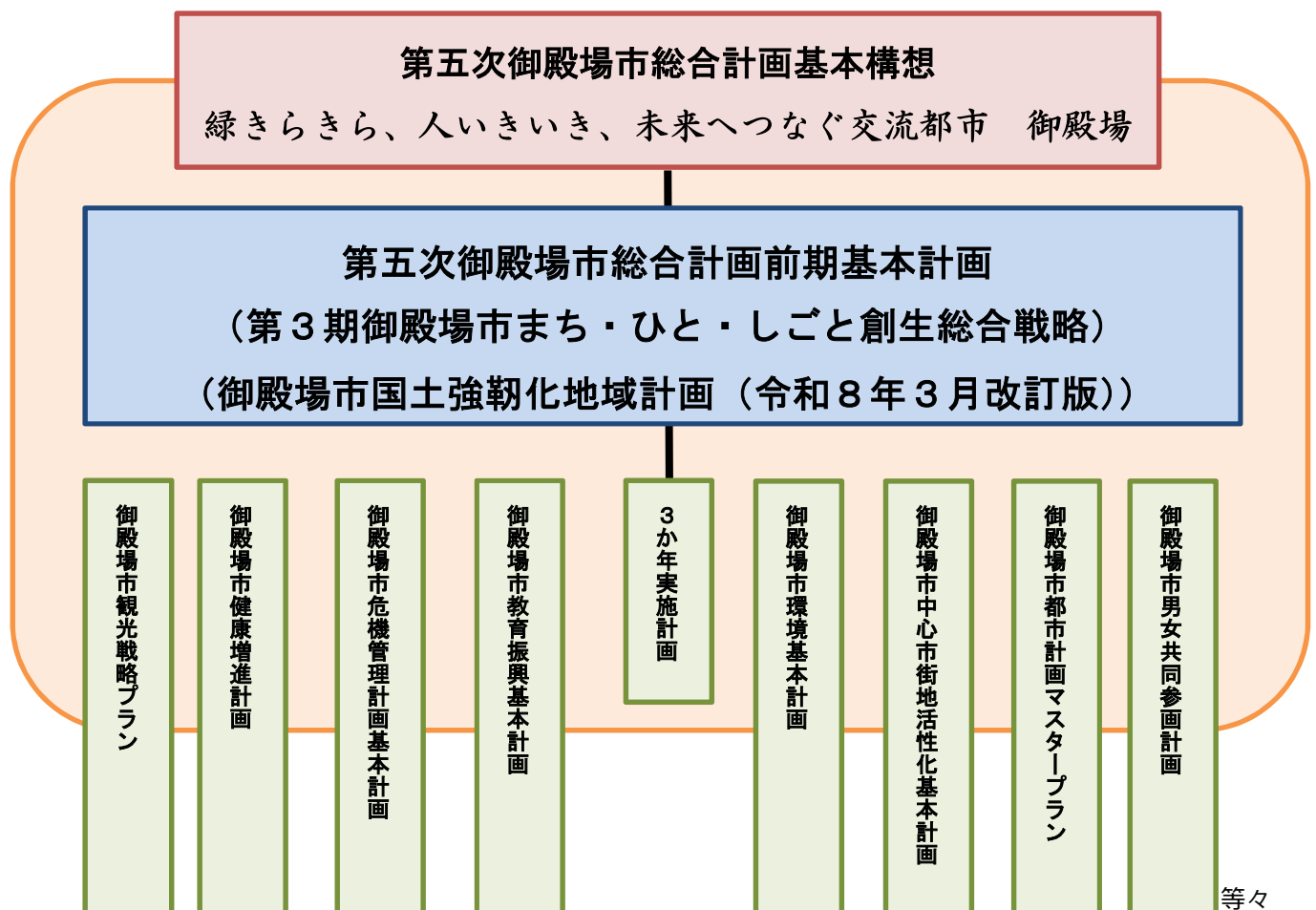
第五次御殿場市総合計画前期基本計画の全編が、これらの計画を兼ねています。

◎ 第 3 期御殿場市まち・ひと・しごと創生総合戦略

まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年（2014 年）法律第 136 号）第 10 条第 1 項に基づく、人口減少対策と地方創生を目的とした計画です。

◎ 御殿場市国土強靱化地域計画（令和 8 年 3 月改定版）

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年（2013 年）法律第 95 号）第 13 条に基づく、大規模自然災害等に備えた国土全域にわたる強靱な国づくりに向けて、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に実施するための計画です。



第2章 時代の潮流

(1) 不透明な国際情勢

ロシアによるウクライナ侵攻や中東情勢の緊迫化など、国際情勢は依然として不透明な状況が続いています。このことは、世界経済や安全保障に大きな影響を与え、予測できない動きや変化を引き起こす可能性があります。

こうした不透明な国際情勢は、原油価格の上昇等を背景とした長引く物価高騰や貿易摩擦など日本経済にも多大な影響を与えることが想定され、「国民保護」※¹を含め、行政機関、また産業界等を通じた国際情勢を反映した柔軟な対応が求められています。

※1 国民保護:外敵から我が国に対する武力攻撃や大規模テロなどの緊急事態があったときに、国民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小に抑えるために、国、都道府県、市町村等が相互に連携協力し、住民の避難や救援措置等を行うこと。

(2) 「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども・子育て支援の加速と時代に対応した教育の展開

厚生労働省の「人口動態統計」によれば、令和4（2022）年の出生者数は77万759人で、これは統計開始以降最少となりました。また、同年の合計特殊出生率は1.26で、人口維持に必要な2.07を大きく下回る状態が続いています。総人口に占める15歳未満人口の割合は世界で最も低い水準にあり、こどもを産み育てやすい環境づくりが急務となっています。

国は「こどもまんなか社会」の実現を掲げ、令和5（2023）年4月に「こども家庭庁」を設置し、こどもと家庭の福祉や健康の向上、こどもの権利の擁護など、こどもをめぐる政策を推進しています。

教育に関しては、ICTを活用したGIGAスクール構想に基づく取組が令和元（2019）年から進められています。令和2年度（小学生）、令和3年度（中学生）より全面実施された新しい学習指導要領では、「生きる力」の育成とこども一人ひとりに寄り添った教育の重要性をうたっています。

少子高齢化が急速に進む中で、新しいICT技術を適切に取り入れながら、個別最適な学びを含め、こどもを真ん中に置いた、未来を担う人材の育成が求められています。

(3) 人口減少に対応した社会の構築

人口減少・少子高齢化の進行に伴い、社会経済活動の担い手が減少しています。産業分野では限られた労働力で持続可能な成長を実現するため、イノベーションの促進やICTの利活用などによる生産性の向上、リスクリングによる人材育成、新たな産業の創出を含めた産業構造の転換が求められています。

また、地域においてもコミュニティを担う人材の不足が大きな課題となっています。ライフスタイルや価値観が多様化する中、人間関係の希薄化や核家族・単身世帯の増加などが進み、孤独・孤立、虐待やひきこもり、自殺などの社会問題も発生が懸念される中、地域社会を担う人材の育成が求められています。

周辺都市との連携やコンパクト・プラス・ネットワーク※2のまちづくりの推進など、医療・福祉・商業等の生活機能の維持・確保に加え、地域活性化と経済成長、災害対応や人材育成等に取り組むことが必要です。

※2 コンパクト・プラス・ネットワーク：地方都市において、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携してコンパクトなまちづくりを進める。（国土交通省の重点的施策）

(4) 危機管理の重要性の高まり

近年、激甚化する自然災害、南海トラフ・相模トラフを震源とする大規模地震や富士山噴火、また、新興感染症発生など、様々な危機事案の発生が懸念されています。

これらに対して適切に備え、市民の生命と財産を守り、安心して暮らせる地域づくりが求められています。

(5) 環境・エネルギー問題に対する意識の高まり

地球温暖化の急速な進行に伴い、極端な高温や大雨などの気象現象が増加し、食糧生産、生物多様性、水資源など様々な分野への影響が問題となっています。

こうした中、国では新たな温室効果ガスの排出を「2035年度に13年度比60%減、40年度に同73%減」とする削減目標を示し、地球温暖化対策を一層進めていくこととしました。

また、東日本大震災における原子力発電所事故を背景に、原子力や化石燃料に依存しない自然エネルギーを活用した自立・分散型のエネルギー供給体制への転換が求められています。

気候変動、資源の枯渇、再生可能エネルギーの利用促進などが社会的・経済的な課題として注目されています。持続可能な社会の実現を目指し、社会経済システム全般を持続可能な形へと転換する「グリーントランスフォーメーション（GX）」の取り組みも広がっています。この流れは今後も強まっていくと予測され、脱炭素社会の構築に向け環境意識を高め、エネルギー問題に取り組むことが求められています。

(6) 地方創生 2.0 の起動

人口減少が進む中、これまでの人口増加期に作られた経済社会システムを検証し、持続可能なシステムへ転換することが求められています。国は、今後も人口・生産年齢人口が減少していく事態を受け止めた上で、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じ、地方を元気にする必要性を示しました。これまでの地方創生の成果を継承・発展させつつ、地域に生きる全ての主体の力を結集し、強く豊かで新しい・楽しい地方を創っていくことが、「地方創生 2.0」により進められています。

単なる地域活性化策ではなく、活力を取り戻す経済対策や多様な幸せを実現する社会政策、地域が持つ本来の価値や楽しさの再発見が求められています。

(7) DX・デジタル化の加速とそれに伴う課題

コロナ禍を経てこれまでの社会のあり方、生活様式が大きく変化する中で、急速に普及が拡大する生成 AI をはじめ情報通信技術（ICT）の進歩により、私たちの社会・経済活動を更に変革していく DX（デジタル=トランスフォーメーション）が進んでいます。

一方で、プライバシーの侵害やデータの流出、偽・誤情報の拡散といったリスクに対し、世界的にも規制やルールの議論が進められています。また、インターネット等の情報通信技術を利用できる人と利用できない人の間に生じる格差である「デジタルデバイド」を解消し、デジタル化の利便性を最大限に活用するために、社会全体が一体となってこれらの課題の克服に取り組むことが求められています。

(8) ウェルビーイング（市民満足、幸福感）の向上

不透明な経済や社会情勢の中で、人々の安心・幸福感を表すウェルビーイングの重要性が一層認識されるようになりました。我が国においても、高齢化や人口減少といった社会構造の変化、大規模災害や新興感染症の経験などを踏まえ、市民一人ひとりの持続的な生活の質の向上を図る施策が求められています。

ウェルビーイングは、福祉だけでなく、雇用・教育・地域コミュニティ・社会参加など、様々な分野でのまちづくりを進めることで実現が期待されます。また、デジタル技術を活用し、情報格差を解消しながら、多様なニーズに柔軟に応えることも重要です。さらに、環境保全や文化振興など、地域の特性を生かしつつ持続可能で包摂的な社会を実現することで、総合的なウェルビーイングを高めることができます。多様なステークホルダーとの協働によって、全ての市民が心身ともに健康で豊かな生活を送るため、ウェルビーイングの視点を持ち、それぞれの施策を着実に推進していく必要があります。

第3章 御殿場市の主要課題と施策の方向性

(1) 少子高齢化、人口減少への対策

全国的に少子高齢化、人口減少が予想を上回る速さで進んでいます。本市においても平成22年に89,000人あった人口が、現在83,000人前後で推移しています。特に出生数の低下や若い世代の流出の増加、高齢化率の上昇は、今後も続くものと考えられます。

これらの課題に対して、希望する誰もが安心して子どもを産み育てられる環境の整備、高齢者支援の充実、移住・定住の促進、地域経済の活性化など、対策に取り組むことが必要です。

(2) 未来を担う人材の育成

産業、福祉、地域など様々な分野における人材の不足が懸念される中、地域が持続的な発展をしていくためには未来を担う人材の育成が不可欠です。

故郷の歴史、文化、風土を知ることによって郷土愛を育み、地域と学校・企業等との連携、起業支援、デジタル・グローバル教育などを通じて未来を担う人材の育成が求められています。

(3) 都市構造の再構築

今後続くことが予想される人口減少下でも、持続可能な行政運営を行うため、インフラ施設の長寿命化対策や、防災・減災、脱炭素などの環境保全、駅周辺の活性化、デジタル技術の活用、経済活性化など、多面的な課題を解決すべく、都市構造の再構築が求められています。

コンパクト・プラス・ネットワークの推進、空き家等既存ストックの活用、市街化調整区域の活用、デジタル・スマートシティ化の視点が重要です。

(4) 子育て支援の一層の充実

人口減少が進む中、安心して子育てができる環境を充実させ、幸福感や満足感を高めていくことが重要です。経済的支援、保育・教育支援、育児と仕事の両立支援、地域支援、コミュニティ形成、医療・健康支援など、このまちで子育てをして良かったと思えるまちづくりが求められています。

(5) 観光交流人口・関係人口[※]の更なる拡大

本市は、富士山という最大の資源や交通の要衝であるという立地の優位性、大きな集客力を持つ観光・商業施設などの地域資源といった大きな強みを有しています。こうした本市の強み、特徴を生かし、新たな交流拠点と連携し、年間1,500万人を超える観光客の周遊促進や、さらなる交流人口・関係人口の拡大を図っていくことが求められます。

※ 関係人口：特定の地域に継続的に多様な形で関わる人のこと。

(6) 産業振興と経済活性化

地域の持続的な発展とUJターンを促進するため、産業振興と経済活性化は必要不可欠です。

地域経済の安定と発展、雇用機会の創出等による持続可能な産業基盤の構築のため、県など関係機

関と連携した継続的な企業誘致、市内中小企業の活性化対策、起業へのサポート支援、スタートアップ支援など多角的な視点からの政策が求められています。

(7) 福祉の充実

少子高齢化や核家族化などの社会情勢の変化を背景として、子育て支援、高齢者福祉、障害者福祉、生活困窮者支援等の幅広い分野において、福祉ニーズが多様化・複雑化しています。

地域や団体、企業などと幅広く連携を図りながら、誰一人取り残さない地域社会の実現を目指して、ニーズに応じた施策を展開することが求められています。

(8) 教育の充実と環境の整備

地域の将来を担う子どもたちが、個別最適な教育を受け、成長できる環境を整えることは、個人だけでなく地域全体の発展にもつながります。

ICT教育や外国語教育等の充実、教職員への支援・研修強化、教育施設・設備の充実、防災・安全対策、キャリア教育の推進、子どもに優しい学習環境の整備など、子どもたちの生きる力を育み、学びの質を向上させる取組が重要です。

(9) 富士山を活かした魅力発信とブランド力の構築

本市は富士山の麓に位置し、壮大な景観と豊かな森林・伏流水など多様な自然に恵まれています。その恵みを活かした魅力発信とブランド力の構築が重要です。

企業や地域と連携し、地域資源を発掘して磨き上げることで、地域の魅力を最大限に引き出すと同時に戦略的・効果的な発信を継続していくことが重要です。

(10) 広域連携

環境、観光、防災など広域的視点に立って取り組むべきテーマや、時代の変化に伴って生じる様々な課題等について、富士山をはじめ周辺各自治体が広域的に連携し課題解決を図っていく視点が重要です。

(11) 危機管理体制の整備

激甚化する自然災害や富士山噴火・南海トラフ巨大地震への備え、新興感染症の脅威、サイバー攻撃など複雑化するリスクに迅速かつ適切に対応し、市民の生命と暮らしを守り、安心安全な生活環境を提供することが求められています。

情報管理、インフラ整備、デジタル活用を含め、様々なリスクに対応できる強靱でしなやかな危機管理体制の構築が必要です。

(12) 地域コミュニティの在り方と変化への対応

時代や社会のニーズの変化、価値観の多様化により、近年、地域コミュニティの在り方が変化しています。持続可能な地域コミュニティの形成のため、新たな価値観に対応し、多様な世代が活躍できる仕組みづくりや担い手の育成、デジタル技術を活用した新しいアプローチなどが求められています。

(13) 多文化共生、国際化社会への対応

国際化の進展により、異なる国籍・言語・文化等をルーツに持つ人々と共に暮らしていくことは特別なことではなくなりました。こうした中、互いの文化や生活習慣を理解しあい、尊重しながら、全ての市民が暮らしやすい、多文化が共生するまちづくりを進めていくことが求められています。

(14) ジェンダー平等、価値観の多様化への対応

ジェンダーの平等をはじめ、多様化する価値観を互いに尊重しあう社会の実現が求められています。

性別や固定観念等にとらわれず、平等に機会が与えられ、個性や能力を発揮することができる社会づくりが求められています。

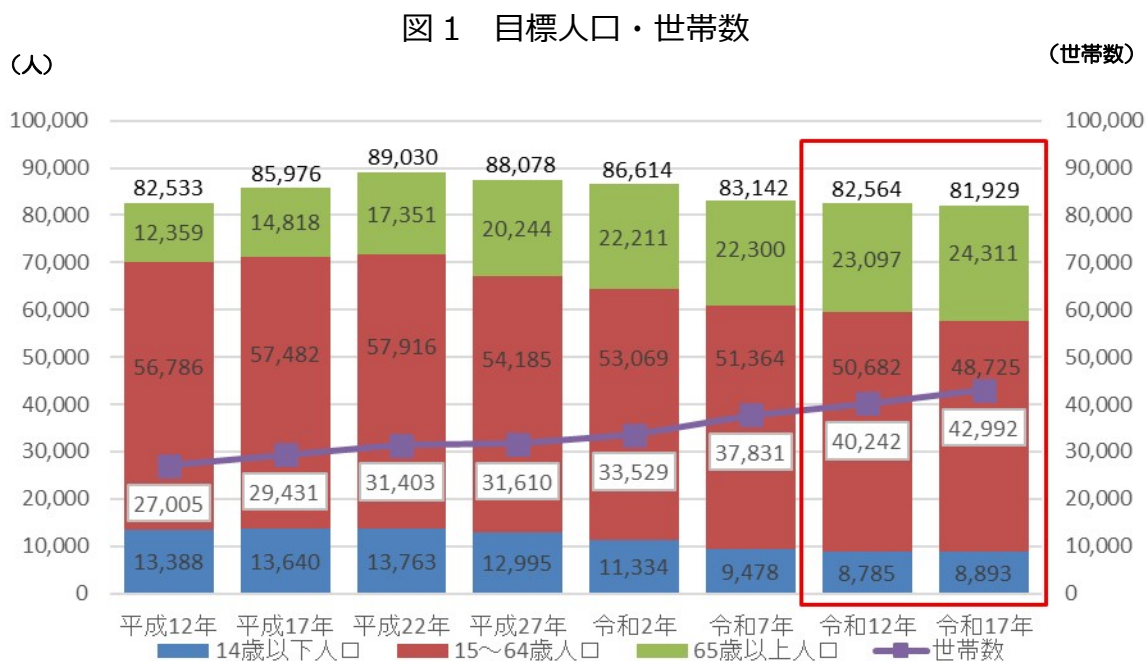
第4章 目標人口

第五次総合計画では、これまでの人口動向を踏まえ、これからの施策効果を含む社会動態を加味した将来人口推計を行った結果に基づき、将来の目標人口・世帯数を設定します（図1）。

本市の人口は、徐々に減少しておりますが（図2）、今後、企業誘致の推進や人口減少対策戦略などの政策・施策の効果を見込み、前期基本計画においては令和12年度における目標人口を82,000人と設定します。

なお、本目標人口は、まち・ひと・しごと創生人口ビジョン※（令和8年3月改訂版）と整合し、第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略における目標人口となります。

※ まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和8年3月改訂版）：本市における人口動向に関する分析を様々な視点から行うことにより、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示したものの。対象期間は2070年度まで。

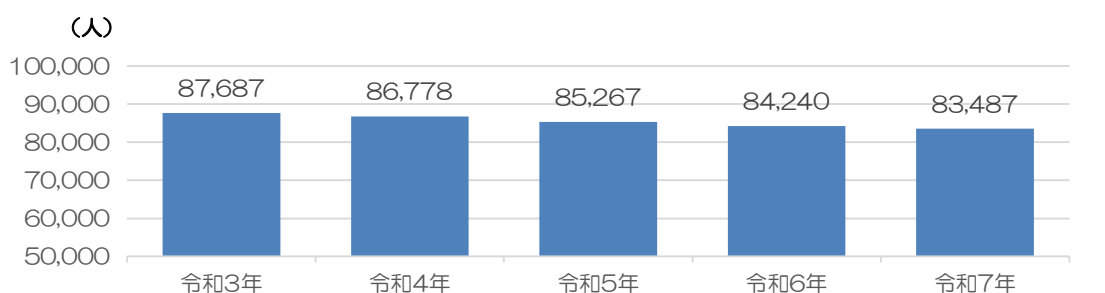


※ 令和2年までは国勢調査実績値、令和7年は住民基本台帳（令和7年6月1日現在）

※ 総人口には年齢不詳人口を含む

（出典）総務省「国勢調査」（各年10月1日現在人口）

図2 過去5年間の人口推移【住民基本台帳ベース】



（出典）住民基本台帳（各年1月1日現在人口）

第5章 土地利用方針

1. 土地利用構想

本市は、東の箱根外輪山と、西の東富士演習場及びその外縁部の樹林地によって囲まれた豊かな自然環境の中で人々の生活が営まれ、東西方向の国道 138 号、南北方向の国道 246 号などの道路網が広域交通の軸として機能しています。

こうした都市の骨格に加えて、住宅用地や商工業用地などの都市的土地利用と、農地（田・畑）や山林などの自然的土地利用の調和、円滑な広域交通と域内交通を図る交通網の整備を念頭に置き、将来の国土利用の基本構造を次のように考えます。

〔都市的土地利用地域〕

市の南北に位置する市街化区域は、住居系の土地利用を中心に、快適な市民生活を営むための環境整備を図る地域とします。市街化調整区域は市街化を抑制すべき地域ですが、高速道路インターチェンジ周辺や団地間連絡道路（東富士パークウェイ）等については、周辺の自然環境の保全や災害の防止に配慮しつつ、交通利便性を生かした土地利用を計画的に誘導します。また、国道 138 号、（都）御殿場高根線などの幹線道路の沿道については、周辺の居住環境に配慮し、美しい道路景観の形成を図りつつ、沿道利用サービスの向上を目指します。

これまでも中心市街地の拠点として機能してきた JR 御殿場駅周辺を都市拠点に位置付け、商業・業務機能や居住環境の向上とともに公共施設の誘致に努め、人々が快適かつ安全に暮らすことができる利便性の高い魅力的な拠点を目指します。

国道 246 号と（都）御殿場高根線に囲まれた地域は、ゆとりの暮らしゾーンに位置付け、緑豊かな生活地域として形成を図ります。

国道 138 号と国道 246 号が交差している北東部一帯と環状軸内部の一部を、豊かな暮らしゾーンに位置付け、ゆとりある居住環境の確保や景観に配慮した市街地の形成を目指します。

西部に広がる工業系用途地域周辺は、本市の工業生産を支える地域として工業ゾーンに位置付け、産業振興を目的に周辺環境と調和した新たな工業用地の形成を図ります。

また、御殿場市役所及び各支所周辺（富士岡・原里・玉穂・印野・高根）を地域拠点に位置付け、周辺の自然環境との共生を図りながら、既存集落地内で安心して生活できる拠点の形成を目指します。

〔自然的土地利用地域〕

都市的土地利用区域を取り囲む樹林地は、自然環境保全ゾーンに位置付け、従来どおりの森林整備・林業振興にとどまらず、市民の森との連携などを意識し、観光資源としての活用を推進していきます。

市内全域に広がる田園地帯は自然環境共生ゾーンに位置付け、優良農地を保全し、農地の集積・集約化を推進するとともに、自然環境にふれあうことのできる場や居住空間の形成を図ります。

景観構成上重要な富士山や箱根外輪山、優れた自然環境を有する高根地域西部の樹林地は、都市の骨格を構成する緑地として保全しながら、観光・交流・保養などの観点で有効活用を図る地域とします。広域農道（ロマンチック街道）や団地間連絡道路（東富士パークウェイ）の沿道は、観光・交流ゾーンに位置付け、交流軸周辺の自然環境などの地域資源を生かした魅力的な土地利用の形成を図ります。

2. 地域別まちづくりの方針

今後のまちづくりを進めていくためには、これまで培われてきたコミュニティを基本として、市内各地域の特性を生かしながら、その地域に住む市民・企業等・行政が互いに役割を担い合って進めていくことが重要です。

このため、これまでに寄せられた各地域におけるまちづくりに関する意見を踏まえるとともに、歴史や地形、都市構造などの条件を考慮して、6つの地域を設定し、まちづくりの方針を定めました。

この方針は、地域における自主的な取組や地域整備などの今後のまちづくりに生かしていきます。

御殿場地域

御殿場地域は、東西及び南北方向の幹線道路が交差し、JR 御殿場駅や東名高速道路及び新東名高速道路のインターチェンジなどの交通拠点や、市役所や市民会館、高校などの公共・文教施設が集まる、本市の都市機能の中心的な位置を占めています。

当地域では、御殿場駅や市役所を中心とする市街地に商業機能や居住機能、大型商業施設や、東山・二の岡など別荘も多く所在する箱根山麓地域に観光交流機能、北部・西部には田園居住機能など、多彩な機能が調和しています。

良好な景観・居住環境の保全と、新たに整備される経済活性化施設（仮称：富士山の恵み産業パーク）等との連携を図りながら、観光客の滞留・回遊とのバランスのとれたまちづくりを目指します。



富士岡地域

富士岡地域は、JR 御殿場線沿線の市街地と箱根山麓の観光・レクリエーション施設、南北方向に伸びる高速道路の西側に集積する工業用地により構成され、居住、産業、観光交流など様々な機能があります。

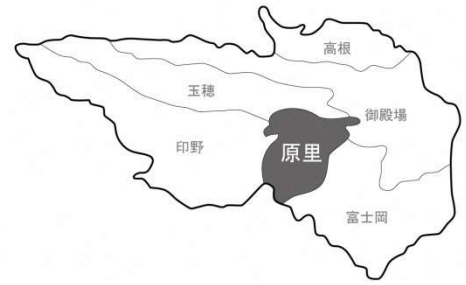
当地域では、南北方向に集積する市街地の居住性を更に高め、地域活力の活性化に努めます。また、地域東側の箱根山系の斜面緑地及び黄瀬川沿いの環境保全と観光・交流機能の向上等、地域資源を生かした連携による観光客の滞留機能強化を目指します。



原里地域

原里地域は、隣接する御殿場地域から連なる市街地及び商業地、東名高速道路西側に集積する工業地、地域の中心部には公共施設や住宅地が立地しており、(都) 神場板妻線等周辺道路の整備が進められています。

当地域では、新たな工業用地の整備を進めるとともに、自然環境や農地の保全に努めるほか、自然と文化を生かした交流・レクリエーション施設の整備を進め、農業・商業・工業等の各種産業と居住環境が調和した住みよいまちづくりを目指します。



玉穂地域

富士の裾野から市街地までを有する玉穂地域は、東部に市民活動と交流の拠点施設や陸上競技場、体育館、また新たに建設される図書館などの公共施設が集積しています。

当地域では、豊かな自然・生活環境を維持・保全しながら、定住人口の確保に努め、富士山麓の体験交流機能の向上を図っていきます。また、スポーツ・レクリエーション施設やコミュニティ施設の充実を図るとともに景観に配慮したまちづくりを目指します。



印野地域

広大な富士の裾野を有する印野地域は、自然豊かな地域資源を生かした観光施設が整備されています。

当地域では、自然環境と生活が調和したゆとりある居住環境の形成を図り、定住人口の確保や地域活力の維持・向上に努めていきます。

また、富士山の眺望や御胎内清宏園、御胎内温泉、富士山樹空の森や、新たに開館する富士山木のおもちゃ美術館などの観光交流資源の活用により、更なる滞留性の向上を図ります。



高根地域

豊かな水と自然環境に恵まれた高根地域は、田園地帯の中に集落が形成され、西部に新東名高速道路、国道 138 号及び関連アクセス道路の整備が進められています。

当地域では広域的な交通の利便性を生かした沿道利用サービスの向上を図りつつ地域産業の活性化を図るほか、水辺の環境保全と、自然と農業が調和した生活環境の形成を図り、地域活力の維持・向上を目指します。また、富士山麓の豊かな森林



環境を保全しながら、地域資源として活用と充実を図ります。

第6章 前期基本計画の概要

1. 前期基本計画の政策体系とSDGsの関係

第五次御殿場市総合計画基本構想では、将来都市像「緑きらきら、人いきいき、未来へつなぐ交流都市 御殿場」の実現に向けて、「産業」「健康福祉」「防災・市民生活」「教育文化」「環境」「都市基盤」「協働・計画推進」の7つの政策方針を掲げています。

前期基本計画はこれらの政策方針に基づき体系化を行い、令和12年度までの5か年に本市が取り組むものとして、47項目の政策と208項目の施策で構成しています。

それぞれの政策を7つの政策方針ごとに整理し、各政策は分野別計画において「現状と課題」「政策の目標」「施策」にとりまとめました。

また、47項目の政策をSDGsに掲げる17の目標と関連付け、体系的に目標達成に取り組むこととしています。

- 現状と課題 … 本市を取り巻く環境やこれまでの取組などを政策ごとに記載しています。こうした現在の状況を示すことで、今後取り組むべき課題を明らかにしています。
- 政策の目標 … 将来都市像の実現に向けて、政策ごとの中心的な目標を示しています。政策に位置付けられている各施策は、この政策の目標達成に向けて実施していくものです。
- 政策成果指標 … 政策の目標を可能な限り数値化して定めることで、計画の達成状況等を把握し、進行管理を行うものです。
- 施策 … 政策の目標を達成するための具体的な活動方針を示しています。この施策に基づいて実際の事務事業が行われます。

政策体系図

政策方針	政策	施策数
1. 人が集い活力あふれる 産業を育てるまちづくり 【産業】	1-1 国内外の観光交流客の周遊・滞留による産業の活性化	7
	1-2 新たな企業誘致と産業連携の推進	3
	1-3 富士山の恵みや地域特性を生かした農林畜産業の展開	7
	1-4 活気ある商業の振興	2
	1-5 活力ある工業の振興	3
	1-6 良好な雇用環境の創造	4
2. 笑顔あふれる 健やか・福祉のまちづくり 【健康福祉】	2-1 子育てしやすい環境づくりの推進	8
	2-2 安心できる医療体制の確保	6
	2-3 健康づくりの促進	4
	2-4 保健衛生の充実	8
	2-5 支え合う地域福祉の構築	4
	2-6 安心できる高齢者福祉の充実	7
	2-7 自立に向けた障害者福祉の充実	5
	2-8 保険・年金制度の周知と医療費の適正化	3
3. 安全で安心して暮らせる まちづくり 【防災・市民生活】	3-1 危機管理体制の構築	5
	3-2 消防・救急体制の強化	4
	3-3 治山・治水対策の充実	2
	3-4 身近な地域の防犯の充実	4
	3-5 消費者の権利の尊重と自立の支援	3
	3-6 交通安全の推進	3
4. 富士山のように 大きな心を持った人づくり 【教育文化】	4-1 人を育む環境の充実	9
	4-2 生涯学習と地域活動の推進	5
	4-3 文化・芸術活動の振興	3
	4-4 スポーツの振興	5
	4-5 歴史と文化の継承	4
	4-6 多文化共生と国際交流の推進	3
5. 富士山の恵みを守り育てる まちづくり 【環境】	5-1 地球温暖化防止活動の推進	4
	5-2 恵まれた自然環境の保全と継承	4
	5-3 身近な生活環境の向上	4
	5-4 資源循環型社会の構築	5
	5-5 水資源の保全と活用	5
6. 富士山の麓にふさわしい 美しく快適なまちづくり 【都市基盤】	6-1 魅力ある景観の形成	4
	6-2 活力ある土地利用の推進	5
	6-3 持続可能なまちづくりの環境整備	3
	6-4 潤いのある都市環境の整備	4
	6-5 すみやすい住宅・環境の整備	5
	6-6 交通基盤の整備	7
	6-7 公共交通の利便性の向上	3
7. 富士山と共に歩む協働の まちづくり 【協働・計画推進】	7-1 魅力発信の強化	4
	7-2 開かれた行政の推進	3
	7-3 市民参画と協働の推進	3
	7-4 男女共同参画社会の推進	3
	7-5 健全な財政運営の推進	5
	7-6 効率的・効果的な行政運営の推進	8
	7-7 広域連携の推進	2
	7-8 財産区との連携強化	2
	7-9 東富士演習場周辺における生活環境整備の推進	4
合計	47 政策	208 施策

■ SDGs における 17 の目標と対応する政策



※ SDGs のカラーホイールは、SDGs の 17 の目標を 17 色のリングで表現したものです。

SDGs における個別目標	前期基本計画の政策
 【目標 1】 貧困をなくすこと	1-2 新たな企業誘致と産業連携の推進 1-4 活気ある商業の振興 1-5 活力ある工業の振興 1-6 良好な雇用環境の創造 2-1 子育てしやすい環境づくりの推進 2-5 支え合う地域福祉の構築
 【目標 2】 飢餓をなくすこと	1-3 富士山の恵みや地域特性を生かした農林畜産業の展開 2-3 健康づくりの推進 2-4 保健衛生の充実 4-1 人を育む環境の充実
 【目標 3】 健康と福祉	1-1 国内外の観光交流客の周遊・滞留による産業の活性化 2-1 子育てしやすい環境づくりの推進 2-2 安心できる医療体制の確保 2-3 健康づくりの推進 2-4 保健衛生の充実 2-5 支え合う地域福祉の構築 2-6 安心できる高齢者福祉の充実 2-7 自立に向けた障害者福祉の充実 2-8 保険・年金制度の周知と医療費の適正化 3-2 消防・救急体制の強化 3-6 交通安全の推進 4-4 スポーツの振興 5-3 身近な生活環境の向上 6-4 潤いのある都市環境の整備 6-5 すみやすい住宅・環境の整備 6-7 公共交通の利便性の向上 7-8 財産区との連携強化

SDGs における個別目標	前期基本計画の政策
 【目標 4】 質の高い教育	1-6 良好な雇用環境の創造 2-1 子育てしやすい環境づくりの推進 2-2 安心できる医療体制の確保 2-3 健康づくりの推進 2-4 保健衛生の充実 2-5 支え合う地域福祉の構築 2-7 自立に向けた障害者福祉の充実 4-1 人を育む環境の充実 4-2 生涯学習と地域活動の推進 4-3 文化・芸術活動の振興 4-5 歴史と文化の継承 5-1 地球温暖化防止活動の推進 5-2 恵まれた自然環境の保全と継承 5-3 身近な生活環境の向上
 【目標 5】 ジェンダーの平等	1-6 良好な雇用環境の創造 2-1 子育てしやすい環境づくりの推進 7-4 男女共同参画社会の推進 7-6 効率的・効果的な行政運営の推進
 【目標 6】 清潔な水と衛生	5-3 身近な生活環境の向上 5-5 水資源の保全と活用 7-7 広域連携の推進
 【目標 7】 再生可能エネルギー	1-2 新たな企業誘致と産業連携の推進 5-1 地球温暖化防止活動の推進 7-7 広域連携の推進
 【目標 8】 働きがいと経済成長	1-1 国内外の観光交流客の周遊・滞留による産業の活性化 1-2 新たな企業誘致と産業連携の推進 1-4 活気ある商業の振興 1-5 活力ある工業の振興 1-6 良好な雇用環境の創造 2-1 子育てしやすい環境づくりの推進 2-5 支え合う地域福祉の構築 2-6 安心できる高齢者福祉の充実 2-7 自立に向けた障害者福祉の充実 6-3 持続可能なまちづくりの環境整備 6-6 交通基盤の整備 6-7 公共交通の利便性の向上

SDGs における個別目標	前期基本計画の政策
	7-6 効率的・効果的な行政運営の推進 7-7 広域連携の推進
 【目標 9】 新しい技術とインフラ	1-2 新たな企業誘致と産業連携の推進 1-4 活気ある商業の振興 1-5 活力ある工業の振興 1-6 良好な雇用環境の創造 2-2 安心できる医療体制の確保 3-1 危機管理体制の構築 5-1 地球温暖化防止活動の推進 6-2 活力ある土地利用の推進 6-3 持続可能なまちづくりの環境整備 6-6 交通基盤の整備 6-7 公共交通の利便性の向上 7-7 広域連携の推進 7-8 財産区との連携強化
 【目標 10】 不平等を減らすこと	1-6 良好な雇用環境の創造 2-1 子育てしやすい環境づくりの推進 2-2 安心できる医療体制の確保 2-5 支え合う地域福祉の構築 2-6 安心できる高齢者福祉の充実 2-7 自立に向けた障害者福祉の充実 3-4 身近な地域防犯の充実 3-5 消費者の権利の尊重と自立の支援 4-6 多文化共生と国際交流の推進 6-5 すみやすい住宅・環境の整備 7-2 開かれた行政の推進 7-4 男女共同参画社会の推進 7-5 健全な財政運営の推進
 【目標 11】 持続可能なまちと地域社会	1-1 国内外の観光交流客の周遊・滞留による産業の活性化 1-2 新たな企業誘致と産業連携の推進 2-2 安心できる医療体制の確保 2-5 支え合う地域福祉の構築 2-6 安心できる高齢者福祉の充実 2-7 自立に向けた障害者福祉の充実 3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化

SDGs における個別目標	前期基本計画の政策
	3-3 治山・治水対策の充実 3-4 身近な地域の防犯の充実 3-6 交通安全の推進 4-2 生涯学習と地域活動の推進 4-3 文化・芸術活動の振興 4-6 多文化共生と国際交流の推進 5-3 身近な生活環境の向上 5-4 資源循環型社会の構築 5-5 水資源の保全と活用 6-1 魅力ある景観の形成 6-2 活力ある土地利用の推進 6-3 持続可能なまちづくりの環境整備 6-4 潤いのある都市環境の整備 6-5 すみやすい住宅・環境の整備 6-6 交通基盤の整備 6-7 公共交通の利便性の向上 7-1 魅力発信の強化 7-3 市民参画と協働の推進 7-5 健全な財政運営の推進 7-6 効率的・効果的な行政運営の推進 7-7 広域連携の推進 7-8 財産区との連携強化 7-9 東富士演習場周辺における生活環境整備の推進
 【目標 12】 責任を持って生産し、消費すること	1-1 国内外の観光交流客の周遊・滞留による産業の活性化 1-3 富士山の恵みや地域特性を生かした農林畜産業の展開 3-5 消費者の権利の尊重と自立の支援 5-3 身近な生活環境の向上 5-4 資源循環型社会の構築 6-3 持続可能なまちづくりの環境整備 6-6 交通基盤の整備
 【目標 13】 気候変動への対策	3-1 危機管理体制の構築 3-3 治山・治水対策の充実 5-1 地球温暖化防止活動の推進 5-3 身近な生活環境の向上 6-5 すみやすい住宅・環境の整備

SDGs における個別目標	前期基本計画の政策
 【目標 14】 海のいのちを守ること	5-2 恵まれた自然環境の保全と継承 5-3 身近な生活環境の向上 5-5 水資源の保全と活用
 【目標 15】 陸のいのちを守ること	1-3 富士山の恵みや地域特性を生かした農林畜産業の展開 3-3 治山・治水対策の充実 5-1 地球温暖化防止活動の推進 5-2 恵まれた自然環境の保全と継承 5-3 身近な生活環境の向上 5-4 資源循環型社会の構築 5-5 水資源の保全と活用 6-2 活力ある土地利用の推進 6-4 潤いのある都市環境の整備 7-7 広域連携の推進
 【目標 16】 平和で公正な社会	2-1 子育てしやすい環境づくりの推進 2-6 安心できる高齢者福祉の充実 2-7 自立に向けた障害者福祉の充実 3-4 身近な地域防犯の充実 3-5 消費者の権利の尊重と自立の支援 4-1 人を育む環境の充実 7-2 開かれた行政の推進 7-6 効率的・効果的な行政運営の推進 7-7 広域連携の推進
 【目標 17】 目標のために協力すること	1-1 国内外の観光交流客の周遊・滞留による産業の活性化 2-1 子育てしやすい環境づくりの推進 2-2 安心できる医療体制の確保 2-3 健康づくりの促進 2-4 保健衛生の充実 2-5 支え合う地域福祉の構築 2-6 安心できる高齢者福祉の充実 2-7 自立に向けた障害者福祉の充実 3-2 消防・救急体制の強化 4-2 生涯学習と地域活動の推進 4-3 文化・芸術活動の振興 4-4 スポーツの振興 4-6 多文化共生と国際交流の推進

SDGs における個別目標	前期基本計画の政策
	5-2 恵まれた自然環境の保全と継承 5-4 資源循環型社会の構築 5-5 水資源の保全と活用 7-3 市民参画と協働の推進 7-5 健全な財政運営の推進 7-6 効率的・効果的な行政運営の推進 7-7 広域連携の推進 7-8 財産区との連携強化 7-9 東富士演習場周辺における生活環境整備の推進

2. 第3期御殿場市まち・ひと・しごと創生総合戦略と前期基本計画の関係

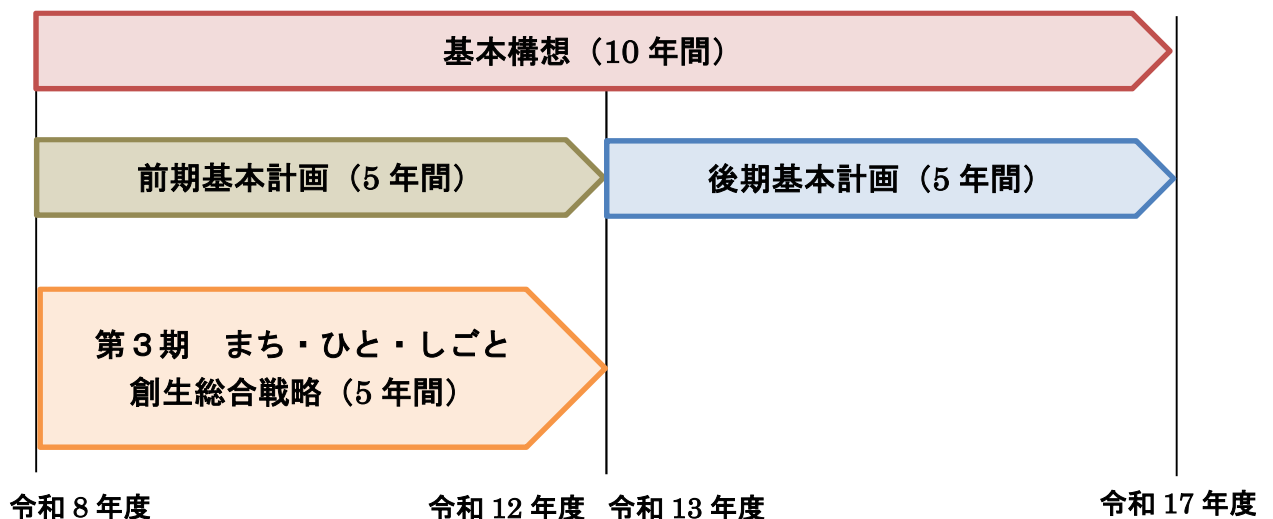
我が国では、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、人口の現状と将来の展望を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、国の施策の方向を示す「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。

これを受けて、地方自治体は、人口減少への対策と地方創生を目的とした地方版総合戦略の策定が求められ、本市では平成27年に「御殿場市人口ビジョン」を策定し、「若者・女性にも選ばれる地方（＝楽しい地方）」を目指し、市の目指す姿やまちづくりの基本的な方向性、具体的な施策等をまとめた「御殿場市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「御殿場市総合戦略」という。）を第四次総合計画（前期基本計画）と一体的に策定しました。

御殿場市総合戦略が目指す目標を達成するためには、市の施策全般にわたる取組や産官学金労言から成る地域のステークホルダーが連携した取組が必要であり、引き続き総合計画と一体的に推進することが必要です。そこで、第四次総合計画の計画期間が満了するに際し、これまでの考え方を継承し、御殿場市総合戦略と第五次御殿場市総合計画（前期基本計画）を一体として策定します。

<計画期間>

- 御殿場市総合計画（基本構想） … 令和8年度～令和17年度
- 御殿場市総合計画（前期基本計画） … 令和8年度～令和12年度
- 第3期御殿場市まち・ひと・しごと創生総合戦略 … 令和8年度～令和12年度



■ 国におけるまち・ひと・しごと総合戦略（デジタル田園都市国家構想総合戦略）の
基本目標と対応する第五次御殿場市総合計画前期基本計画の政策

国におけるまち・ひと・しごと総合戦略 （デジタル田園都市国家構想総合戦略）の 基本目標	対応する 第五次御殿場市総合計画前期基本計画の政策
基本目標 1 地方に仕事をつくる 【しごと】	1-2 新たな企業誘致と産業連携の推進 1-3 富士山の恵みや地域特性を生かした農林畜産業 の展開 1-4 活気ある商業の振興 1-5 活力ある工業の振興 1-6 良好な雇用環境の創造
基本目標 2 人の流れをつくる 【ひと】	1-1 国内外の観光交流客の周遊・滞留による産業の活 性化 1-3 富士山の恵みや地域特性を生かした農林畜産業 の展開 1-4 活気ある商業の振興 6-1 魅力ある景観の形成 6-2 活力ある土地利用の推進 6-3 持続可能なまちづくりの環境整備 6-4 潤いのある都市環境の整備 6-5 すみやすい住宅・環境の整備 6-6 交通基盤の整備 6-7 公共交通の利便性の向上 7-1 魅力発信の強化
基本目標 3 結婚・出産・子育ての希望を かなえる 【少子化】	2-1 子育てしやすい環境づくりの推進 4-1 人を育む環境の充実
基本目標 4 魅力的な地域をつくる 【安心】／【地域】	2-2 安心できる医療体制の確保 2-3 健康づくりの推進 2-4 保健衛生の充実 2-5 支え合う地域福祉の構築 2-6 安心できる高齢者福祉の充実 2-7 自立に向けた障害者福祉の充実 2-8 保険・年金制度の周知と医療費の適正化 3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化 3-3 治山・治水対策の充実 3-4 身近な地域の防犯の充実

国におけるまち・ひと・しごと総合戦略 (デジタル田園都市国家構想総合戦略)の 基本目標	対応する 第五次御殿場市総合計画前期基本計画の政策
	3-5 消費者の権利の尊重と自立の支援 3-6 交通安全の推進 4-2 生涯学習と地域活動の推進 4-3 文化・芸術活動の振興 4-4 スポーツの振興 4-5 歴史と文化の継承 4-6 多文化共生と国際交流の推進 5-1 地球温暖化防止活動の推進 5-2 恵まれた自然環境の保全と継承 5-3 身近な生活環境の向上 5-4 資源循環型社会の構築 5-5 水資源の保全と活用 6-1 魅力ある景観の形成 6-2 活力ある土地利用の推進 6-3 持続可能なまちづくりの環境整備 6-4 潤いのある都市環境の整備 6-5 すみやすい住宅・環境の整備 6-6 交通基盤の整備 6-7 公共交通の利便性の向上 7-2 開かれた行政の推進 7-3 市民参画と協働の推進 7-4 男女共同参画社会の推進 7-5 健全な財政運営の推進 7-6 効率的・効果的な行政運営の推進 7-7 広域連携の推進 7-8 財産区との連携強化 7-9 東富士演習場周辺における生活環境整備の推進

目標設定と検証

御殿場市総合戦略では、政策方針ごとに数値目標を設定します。また、施策の基本方向である政策については、効果を客観的に検証できる指標（業績評価指標（KPI※））を第五次御殿場市総合計画前期基本計画と共通の指標として設定します。

御殿場市総合戦略に基づいて実施した事業の成果及び業績評価指標（KPI）等については、御殿場市まち・ひと・しごと創生推進本部及び外部有識者からなる御殿場市総合計画審議会において評価検証等を行い、PDCA サイクルによる計画の進行管理を行います。

※ KPI : Key Performance Indicators の略。各政策の効果を客観的に検証できる指標。

ウェルビーイングな社会を目指して

Well-being（ウェルビーイング）とは、身体的・社会的に満たされた状態を表す概念で、「こころ」「からだ」「社会的なつながり」などが健やかで満たされた状態を指す、一人ひとりの幸福度・満足度を表すものです。

第五次御殿場市総合計画では、市民一人ひとりのウェルビーイング（幸福度・満足度）をより高めることを視点に置き施策を推進する必要があることから、第3期御殿場市まち・ひと・しごと総合戦略の数値目標（指標）はウェルビーイングの考えを取り入れて設定するものです。

（参考：前期基本計画 第2章 時代の潮流（8）「ウェルビーイングの向上」（市民満足・幸福感）

■ 第五次総合計画・御殿場市総合戦略 数値目標一覧

≪御殿場ウェルビーイング指標≫

政策方針	指標等
全般	現在住んでいるまちの暮らしに満足している。
	このまちに愛着を持っている。
	若者が活躍しやすいまちだと思う。
	やりたい仕事を見つけやすいと思う。

≪政策方針別指標≫

政策方針	指標等	出典	過去値 (R1 年)	現状値 (R6 年)	目標値 (R12 年)
1.【産業】 人が集い 活力あふれる 産業を育てる まちづくり	観光客がたくさん訪れ、まちが活性化している。	市民意識調査 (満足度スコア)	3.03	3.13	3.2
	経営者にとっても、消費者にとっても、魅力のある農林業が行われている。	市民意識調査 (満足度スコア)	2.77	2.89	3.0
	商業、工業に活力と競争力がある。	市民意識調査 (満足度スコア)	2.70	2.73	3.0
2.【健康福祉】 笑顔あふれる 健やか・福祉の まちづくり	合計特殊出生率	厚生労働省、 御殿場市人口 ビジョン	1.75 (H25-H29)	1.54 (H30-R4)	1.54 (R8-R12)
	安心してこどもを産み育てる環境が整っていると思う。	市民意識調査 (満足度スコア)	2.99	3.03	3.1
	健康づくりの機会や、地域の医療は充実している。	市民意識調査 (満足度スコア)	2.82	2.85	3.0
3.【防災・市民生活】 安全で安心して 暮らせる まちづくり	地震などの自然災害や火災への備えができています。	市民意識調査 (満足度スコア)	3.04	3.11	3.2
	交通事故や犯罪が少なく、環境も守られ、生活が安全である。	市民意識調査 (満足度スコア)	3.31	3.40	3.5
4.【教育文化】 富士山のように 大きな心を 持った人づくり	こどもからお年寄りまでが、進んでいろいろなことを学ぶことができる環境が整っている。	市民意識調査 (満足度スコア)	3.01	3.02	3.2
	文化やスポーツ、レクリエーション、ボランティア活動など、仕事以外の時間も充実していて、生きがいを感じる。	市民意識調査 (満足度スコア)	2.99	2.95	3.1
5.【環境】 富士山の恵みを 守り育てるまち づくり	豊かな自然が保たれ、自然に親しむことができる。	市民意識調査 (満足度スコア)	3.73	3.71	3.8
	ゴミの減量化、リサイクル、省資源、省エネルギーが進んでいる。	市民意識調査 (満足度スコア)	3.49	3.44	3.6
6.【都市基盤】 富士山の麓に ふさわしい 美しく快適な まちづくり	良好な景観が維持されている。	市民意識調査 (満足度スコア)	3.32	3.45	3.5
	道路や公共交通が、歩行者と環境に配慮して整備されている。	市民意識調査 (満足度スコア)	2.63	2.69	3.0
7.【協働・計画推進】 富士山と 共に歩む 協働の まちづくり	社会動態による増減（人）	静岡県統計年鑑、 御殿場市 人口ビジョン	-161 (H30 年)	-809 (R4 年)	+924
	市役所は最小の経費で最大の効果をあげるように努めている。	市民意識調査 (満足度スコア)	2.79	2.89	3.0

※ 満足度スコア計算方法…各回答者数に以下の得点を乗じ、回答者数で除す。
満足：5、まあ満足：4、どちらともいえない：3、やや不満：2、不満：1

3. 御殿場市国土強靱化地域計画（令和8年3月改定版）

第五次御殿場市総合計画前期基本計画は、御殿場市国土強靱化地域計画と一体的に策定しており、全編が御殿場市国土強靱化地域計画を兼ねています。

(1) 国土強靱化の趣旨

「国土強靱化」とは、大規模自然災害による様々な危機を直視し、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の「防災」の範囲を超えて、国土計画・産業政策をも含めた総合的な対応を、将来を見据えながら行っていくものです。

(2) 国土強靱化の背景

我が国では、平成23年（2011年）に発生した東日本大震災をはじめ、能登半島地震や県内で発生した熱海市伊豆山土砂災害等の大規模自然災害等に直面するたびに、その甚大な被害から繰り返し復旧・復興を果たしてきました。

しかしながら、近年台風などの自然災害は激甚化の一途を辿り、また、南海トラフ・相模トラフを震源とする大地震や富士山噴火など大規模災害の発生も懸念されています。

これらを踏まえ、国は「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年 法律第95号）」（以下「基本法」という。）を制定し、大規模自然災害等に備えた国土全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとし、同法第10条では、国土強靱化に関する取組の指針となる「国土強靱化基本計画」を策定し、たとえどのような災害に直面したとしても、被害が致命的なものにならず、迅速に回復することができる「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済・社会システムを構築するための取組を推進することとしています。

また、基本法では地方公共団体の役割について、国土強靱化に関して地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有するとされており、本市においても令和3年3月、「国土強靱化地域計画」を策定し、各分野における国土の強靱化に向けた取組をおこなってきました。令和8年3月に第四次御殿場市総合計画後期基本計画と一体策定した本計画が計画期間満了することに加え、令和5年6月の基本法改正の内容を踏まえ改定を行うものです。

(3) 基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、

1. 人命の保護が最大限図られること
2. 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
3. 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小に抑えること
4. 迅速な復旧・復興を目指すこと

を基本目標とします。

なお、国土強靱化に関する施策の推進に当たっては、国の国土強靱化基本計画に定める「国土強靱化を進める上での基本的な方針」に則って取り組むこととします。

(4) 御殿場市国土強靱化地域計画の位置付け

御殿場市国土強靱化地域計画は、基本法第 13 条の規定に基づく国土強靱化地域計画であり、国の国土強靱化基本計画及び静岡県が掲げる「美しく、強く、しなやかな“ふじのくに” づくり計画（静岡県国土強靱化地域計画）」との整合を図りつつ、本市における国土強靱化に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として定めるものです。

本市における様々な分野の計画等の指針となるものであり、国土強靱化を推し進めるためには、市の施策全般にわたる横断的な取組が必要です。

そこで、市の総合的かつ計画的なまちづくりの指針である御殿場市総合計画と一体として策定することで、国土強靱化に向けた取組を推進していきます。

(5) 対象とする災害・リスク

本市の地域特性上、最も甚大な被害を及ぼすと想定される「南海トラフ」「相模トラフ」を震源とする大規模地震と、富士山噴火の 2 つの災害を中心とし、近年、激甚化の一途を辿る大型台風などに起因する風水害、土砂災害、豪雪など、本市独自の視点で対象とする災害・リスクを設定しました。

(6) 計画の見直し

御殿場市国土強靱化地域計画は、国の国土強靱化基本計画の見直し、県、県内市町及び関係機関等の動向、社会経済情勢等の変化、施策の進捗状況等を総合的に考慮し、必要に応じて計画内容の見直しを行うこととします。

なお、国土強靱化に向けた取組については、総合計画基本計画に示す各施策に係る実施計画を毎年度見直しすることで、効果的な取組の推進を図ります。

(7) 脆弱性評価

本計画では、4 つの基本目標を達成するため、7 つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げになるものとして 63 の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次の通り設定しました。

また、事前に備えるべき目標の妨げとなる、起きてはならない最悪の事態の発生が予測される時期を「発生直後」「応急対策」「復旧」「復興」の 4 期に分類し、時間軸により整理しました。

事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
a. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	a-1	大規模地震に伴う住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
	a-2	密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	a-3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
	a-4	火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死傷者の発生
	a-5	暴風雪や豪雪による多数の死傷者の発生
	a-6	積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
	a-7	避難路における通行不能
	a-8	河川の大規模氾濫
	a-9	近隣地域の被害が大きく、多くの市外避難者が集中し、混乱が発生する事態

国の基本 計画にお けるプロ グラム	総合計画における位置付け（政策）	時間軸上の整理			
		発生 直後	応急 対策	復旧	復興
○	3-1 危機管理体制の構築 3-6 交通安全の推進 6-2 活力ある土地利用の推進 6-3 持続可能なまちづくりの環境整備 6-4 潤いのある都市環境の整備 6-5 すみやすい住宅・環境の整備 6-6 交通基盤の整備	●	●		
○	3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化 6-2 活力ある土地利用の推進	●	●		
○	3-1 危機管理体制の構築 3-3 治山・治水対策の充実	●	●		
○	3-1 危機管理体制の構築 3-3 治山・治水対策の充実	●	●		
○	3-1 危機管理体制の構築	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築	●	●		
	3-6 交通安全の推進 6-6 交通基盤の整備	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築 3-3 治山・治水対策の充実	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築 7-7 広域連携の推進	●	●		

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
b. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	b-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	b-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	b-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
	b-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物質・エネルギー供給の停止
	b-5	観光客等を含めた想定を超える大量の帰宅困難者の発生・混乱
	b-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	b-7	被災地における疫病・感染症の大規模発生
	b-8	多数の避難者への避難所・福祉避難所*の供与や避難所での避難が困難となる事態 ※ 福祉避難所：寝たきりの高齢者、障害のある人、妊産婦など、一般の避難所で共同生活が困難な人が安心して避難生活ができるよう、市町が指定するもの。

国の基本 計画にお けるプロ グラム	総合計画における位置付け（政策）	時間軸上の整理			
		発生 直後	応急 対策	復旧	復興
○	3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化 7-9 東富士演習場周辺における生活環境整備の推進	●	●		
○	2-2 安心できる医療体制の確保 2-3 健康づくりの促進 3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化 3-6 交通安全の推進 5-1 地球温暖化防止活動の推進 6-6 交通基盤の整備	●	●		
○	2-2 安心できる医療体制の確保 3-1 危機管理体制の構築	●	●		
○	3-1 危機管理体制の構築 5-1 地球温暖化防止活動の推進 5-5 水資源の保全と活用	●	●		
○	3-1 危機管理体制の構築 6-7 公共交通の利便性の向上	●	●		
○	3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化 3-3 治山・治水対策の充実	●	●		
○	2-2 安心できる医療体制の確保 2-4 保健衛生の充実 3-1 危機管理体制の構築	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築	●	●		

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
	b-9	災害救助における活動拠点、資機材等の不足
	b-10	富士山噴火の影響により、火山灰の蓄積・道路通行不良が発生し、県東部エリア及び県外からの避難者受入困難事態
	b-11	孤立することによる隣接自治体からの救援救助を受けられない事態
	b-12	多数の災害関連死※の発生 ※ 災害関連死：災害による直接の被害ではなく、避難途中や避難後に死亡した者の死因について、災害との因果関係が認められるもの。
	b-13	救助・捜索活動が多数発生し、遅延する事態
	b-14	地域の共助※体制の機能不全により、死傷者が増大する事態 ※ 共助：地域やコミュニティといった周囲の人たちが協力して助け合うこと。
	b-15	消防団員の被災、道路の途絶・浸水、ポンプ車の故障、防火水槽・消火栓の損壊等により、消防団の機能発揮が困難
	b-16	住民の多数被災、自主防災組織倉庫の被災等により、自主防災組織としての救援・消火活動がほとんどできない事態の発生
	b-17	住宅供給困難状態が継続することによる長期にわたる避難生活
	b-18	避難所生活が継続した際の感染症のまん延

国の基本 計画にお けるプロ グラム	総合計画における位置付け（政策）	時間軸上の整理			
		発生 直後	応急 対策	復旧	復興
	3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化 6-4 潤いのある都市環境の整備	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築 7-7 広域連携の推進	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化	●	●		
	2-4 保健衛生の充実 2-5 支え合う地域福祉の構築 3-1 危機管理体制の構築	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化	●	●		
	2-5 支え合う地域福祉の構築 3-1 危機管理体制の構築 4-2 生涯学習と地域活動の推進	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築 6-5 すみやすい住宅・環境の整備	●	●	●	
	2-2 安心できる医療体制の確保 2-4 保健衛生の充実 3-1 危機管理体制の構築	●	●	●	

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
	b-19	消防力低下等により大規模火災に拡大する事態
	b-20	火山噴火による地域社会への甚大な影響
c. 必要不可欠な行政機能は確保する	c-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
	c-2	職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	c-3	災害時における病院拠点施設の倒壊等
	c-4	防災関係機関や民間企業と連携がとれず災害対策が麻痺
	c-5	甚大な被害を受けた近隣の市町村との相互応援体制が麻痺
	c-6	災害時の公助※の絶対的不足 ※ 公助：市町村や消防、県や警察、自衛隊といった公的機関による救助・援助のこと。
	c-7	新型インフルエンザ・新型コロナウイルスなど感染症のまん延による各機関の業務停止
d. 経済活動を機能不全に陥らせない	d-1	サプライチェーン※の寸断等による地元企業の生産能力低下 ※ サプライチェーン：製品の原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、配送、販売、消費までの全体の一連の流れ。供給連鎖。

国の基本 計画にお けるプロ グラム	総合計画における位置付け（政策）	時間軸上の整理			
		発生 直後	応急 対策	復旧	復興
	3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化	●	●	●	
	3-1 危機管理体制の構築	●	●	●	
○	3-1 危機管理体制の構築 3-4 身近な地域の防犯の充実 3-5 消費者の権利の尊重と自立の支援	●	●		
○	3-1 危機管理体制の構築 7-5 健全な財政運営の推進	●	●		
	2-2 安心できる医療体制の確保 3-1 危機管理体制の構築 6-5 すみやすい住宅・環境の整備	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築 7-7 広域連携の推進	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化	●	●		
	2-2 安心できる医療体制の確保 2-4 保健衛生の充実 3-1 危機管理体制の構築	●	●		
○	1-2 新たな企業誘致と産業連携の推進 1-4 活気ある商業の振興 6-2 活力ある土地利用の推進	●	●	●	●

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
	d-2	金融サービス・郵便等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響
	d-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響
	d-4	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
	d-5	事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済の停滞
	d-6	観光業、商工業等あらゆる産業の被害拡大と停滞
	d-7	物流機能等の大幅な低下
e. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	e-1	テレビ・ラジオ放送の中断やインターネット・SNSの障害等により、災害時に活用する情報サービスや通信インフラ※が機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助支援が遅れる事態 ※ 通信インフラ：社会基盤として敷設、運用される通信回線や通信機器、施設などのこと。

国の基本 計画にお けるプロ グラム	総合計画における位置付け（政策）	時間軸上の整理			
		発生 直後	応急 対策	復旧	復興
○	1-4 活気ある商業の振興 3-1 危機管理体制の構築	●	●	●	●
○	1-3 富士山の恵みや地域特性を生かした農林畜産業の展開 3-1 危機管理体制の構築	●	●	●	●
	1-3 富士山の恵みや地域特性を生かした農林畜産業の展開 3-3 治山・治水対策の充実 6-4 潤いのある都市環境の整備	●	●	●	
	1-2 新たな企業誘致と産業連携の推進 1-4 活気ある商業の振興 1-5 活力ある工業の振興 1-6 良好な雇用環境の創造 6-2 活力ある土地利用の推進	●	●	●	●
	1-1 国内外の観光交流客の周遊・滞留による産業の活性化 1-2 新たな企業誘致と産業連携の推進 1-3 富士山の恵みや地域特性を生かした農林畜産業の展開 1-4 活気ある商業の振興 1-5 活力ある工業の振興 1-6 良好な雇用環境の創造 6-1 魅力ある景観の形成 6-2 活力ある土地利用の推進	●	●	●	●
	3-6 交通安全の推進 6-6 交通基盤の整備	●	●	●	●
○	3-1 危機管理体制の構築 7-2 開かれた行政の推進	●	●		

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
	e-2	電力供給ネットワーク（送配電設備等）の長期間・大規模にわたる機能の停止
	e-3	都市・天然ガス供給、石油、LP ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
	e-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
	e-5	基幹的交通から地域交通網までの各種交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	e-6	情報通信の長期停止による災害情報が伝達できない事態
	e-7	コンピューターシステムの停止
	e-8	防災インフラ※の長期間にわたる機能不全 ※ 防災インフラ：地震、津波、台風、竜巻、噴火等の自然災害、戦争やテロ等の人的災害、またはウイルスや細菌等の感染症流行など、大規模災害発生の緊急時に必要となる社会基盤のこと。
	e-9	防災拠点、避難場所等（公共施設）における長期間にわたる電気、ガス燃料の供給停止
	e-10	農工業用水の長期間にわたる機能停止

国の基本 計画にお けるプロ グラム	総合計画における位置付け（政策）	時間軸上の整理			
		発生 直後	応急 対策	復旧	復興
○	1-2 新たな企業誘致と産業連携の推進 1-4 活気ある商業の振興 3-1 危機管理体制の構築 5-1 地球温暖化防止活動の推進	●	●	●	
○	1-2 新たな企業誘致と産業連携の推進 1-4 活気ある商業の振興 3-1 危機管理体制の構築 5-1 地球温暖化防止活動の推進	●	●	●	
○	3-1 危機管理体制の構築 5-5 水資源の保全と活用 7-5 健全な財政運営の推進	●	●	●	
○	3-1 危機管理体制の構築 3-6 活力ある工業の振興 6-5 すみやすい住宅・環境の整備 6-6 交通基盤の整備 6-7 公共交通の利便性の向上	●	●	●	●
	3-1 危機管理体制の構築 7-2 開かれた行政の推進	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築 7-6 効率的・効果的な行政運営の推進	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築 3-3 治山・治水対策の充実 7-5 健全な財政運営の推進	●	●	●	
	3-1 危機管理体制の構築 5-1 地球温暖化防止活動の推進	●	●	●	
	1-3 富士山の恵みや地域特性を生かした農林畜産業の展開 1-5 活力ある工業の振興	●	●	●	

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
f. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	f-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れる事態
	f-2	復興を支える人材（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復興できなくなる事態
	f-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	f-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗、仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態
	f-5	貴重な文化財の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
	f-6	被災者の住居や職の確保等の遅延による生活再建が大幅に遅れる事態

国の基本 計画にお けるプロ グラム	総合計画における位置付け（政策）	時間軸上の整理			
		発生 直後	応急 対策	復旧	復興
○	3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化 6-1 魅力ある景観の形成 6-2 活力ある土地利用の推進 6-3 持続可能なまちづくりの環境整備 7-2 開かれた行政の推進 7-3 市民参画と協働の推進 7-5 健全な財政運営の推進			●	●
○	1-6 良好な雇用環境の創造 2-5 支え合う地域福祉の構築 4-1 人を育む環境の充実 7-3 市民参画と協働の推進 7-4 男女共同参画社会の推進			●	●
○	3-1 危機管理体制の構築 5-4 資源循環型社会の構築			●	●
○	1-2 新たな企業誘致と産業連携の推進 1-4 活気ある商業の振興 1-5 活力ある工業の振興			●	●
○	4-3 文化・芸術活動の振興 4-5 歴史と文化の継承			●	●
	1-2 新たな企業誘致と産業連携の推進 1-5 活力ある工業の振興 1-6 良好な雇用環境の創造 3-1 危機管理体制の構築 6-5 すみやすい住宅・環境の整備			●	●

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
	f-7	応急仮設住宅等の住居確保対策の遅延による避難生活の長期化
	f-8	液状化※等の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態 ※ 液状化：ゆるく堆積した砂の地盤に強い地震動が加わると、地層自体が液状化になる現象のこと。
g. 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり	g-1	企業・住民の流出等による地域活力の低下
	g-2	人口減少・高齢化が進むことにより、地域防災力の低下が生じる事態

国の基本 計画にお けるプロ グラム	総合計画における位置付け（政策）	時間軸上の整理			
		発生 直後	応急 対策	復旧	復興
	2-3 健康づくりの促進 2-4 保健衛生の充実 2-5 支え合う地域福祉の構築 3-1 危機管理体制の構築 5-3 身近な生活環境の向上 6-2 活力ある土地利用の推進 6-5 すみやすい住宅・環境の整備			●	●
	3-1 危機管理体制の構築 6-2 活力ある土地利用の推進 6-3 持続可能なまちづくりの環境整備 6-6 交通基盤の整備			●	●
	1-2 新たな企業誘致と産業連携の推進 1-4 活気ある商業の振興 1-5 活力ある工業の振興 1-6 良好な雇用環境の創造 3-1 危機管理体制の構築 7-1 魅力発信の強化	●	●	●	●
	2-1 子育てしやすい環境づくりの推進 2-3 健康づくりの促進 2-4 保健衛生の充実 2-5 支え合う地域福祉の構築 2-6 安心できる高齢者福祉の充実 2-8 保険・年金制度の周知と医療費の適正化 3-1 危機管理体制の構築 7-1 魅力発信の強化	●	●	●	●

(8) 施策の分野

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するために必要な施策の分野を以下のとおり設定します。

- ① 【産業】人が集い活力あふれる産業を育てるまちづくり
- ② 【健康福祉】笑顔あふれる健やか・福祉のまちづくり
- ③ 【防災・市民生活】安全で安心して暮らせるまちづくり
- ④ 【教育文化】富士山のように大きな心を持った人づくり
- ⑤ 【環境】富士山の恵みを守り育てるまちづくり
- ⑥ 【都市基盤】富士山の麓にふさわしい美しく快適なまちづくり
- ⑦ 【協働・計画推進】富士山と共に歩む協働のまちづくり

(9) 施策分野ごとの推進方法

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避し、4つの基本目標を達成するため、以下の推進方法により国土強靱化に資する施策に取り組むこととします。

なお、具体的には前期基本計画をはじめ、防災など各分野の計画と整合性をとりながら推進していきます。

- ① 【産業】人が集い活力あふれる産業を育てるまちづくり
 - 観光地における防災対応力向上に向けた啓発と施設の整備

市、県、観光団体、自治会、警察、消防等の関係機関が連携し、観光施設をはじめ、観光地としての防災対応力を向上させるため、危機管理の重要性について、関係者の意識醸成を図ります。

また、新たな観光拠点として整備する施設には災害・緊急時の拠点機能などを整備し、施設の利活用を図ります。
 - 農業等の需要回復に向けた安全性の情報発信

災害発生時における誤認識やデマ、消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な情報を収集し、迅速かつ的確に発信を行います。

また、風評被害防止のため、平時から関係機関等との連携体制の構築を促進します。
 - 農業水利施設等の整備・補強

農地や農業用施設の防災対策や、機能の低下した農業水利施設等の整備・補強を推進します。
 - 災害時の迂回路となる農道の整備

避難路や代替輸送路としての機能をあわせ持つ農道の整備を推進します。
 - 事業所の事業継続計画（BCP）策定の促進

大規模災害時における事業所の被災や生産力低下を防ぎ、事業の継続及び早期再開を図るため、事業所における事業継続計画（BCP）策定の取組を促進します。

- 雇用対策

被災者の経済的な生活基盤を確保するため、雇用維持対策や再就職支援が円滑に実施できるよう、関係機関との連携を強化します。

② 【健康福祉分野】笑顔あふれる健やか・福祉のまちづくり

- 感染症予防措置

感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種や啓発等を促進します。

- 避難所における感染症対策

感染症の発生・まん延を防ぐため、被災者同士の密を避けるなど、避難所開設時の感染症防止対策を検討します。

- 災害時に自力での避難が困難なことが想定される高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦その他特に配慮を要する者（要配慮者）の安否確認や避難の支援について、行政、自主防災組織、関係機関が連携した支援体制の構築を推進する。

③ 【防災・市民生活分野】安全で安心して暮らせるまちづくり

- 防災拠点施設の耐震化、防災機能の強化

防災拠点となる庁舎等の施設については、耐震性の確保や行政機能を維持するために必要な物資の備蓄、重要データのバックアップ機能の確保等に努めます。

- 業務継続に必要な体制整備

業務継続計画（BCP）の検証と見直しを常に行い、業務継続に必要な体制を整備します。

- 各種の実践的訓練の実施

危機対策に当たる要員を対象として、各種の実践的な訓練を計画的に行うことにより業務の習熟を図ります。

- 災害時応援協定を締結する団体等との連携強化

支援物資の輸送等を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する団体等との情報交換や、連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容の見直しを行うなど、連携体制の強化を図ります。

また、緊急物資受入体制について、訓練等を通じて検証を行います。

- 避難所の安全確保

避難者の安全確保を図るため、避難路の整備、避難所となる施設の耐震化の推進、屋内外落下物・ガラス飛散対策、感染症防止対策、非常用電源の確保、危険度判定の実施体制

強化などに取り組みます。

また、避難生活によるストレスを軽減するため、避難所におけるルールづくりやプライバシーの保護、アメニティや災害用備蓄品向上の検討を行います。

- 帰宅困難者対策

大規模災害発生時において、交通機関や観光施設、事業所等において、施設利用者や観光客及び従業員等を留めておく場合も想定されることから、避難場所の確保、飲料水や食料、緊急物資等の備蓄を促進します。

- 災害ボランティアの円滑な受け入れ

避難者等へきめ細かな支援を行う災害ボランティアを円滑に受け入れるため、災害ボランティアセンター等との連携体制の強化のための訓練を行います。

- ライフラインの耐震化の促進と各機関等との連携強化

エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策を促進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、平時から連絡会議や訓練を実施し、連携体制を強化します。

- 事業所の防災対策の促進

防災出前講座の実施等により、施設の耐震化、設備・家具等の固定、飲料水・食料等の必要な物資の備蓄など、事業所等の自主的な防災対策を促進します。

また、自主防災組織と事業所等との連携を促し、地域の防災訓練等へ積極的な参加を呼びかけるなど、事業所と地域の安全確保を促進します。

- 防災意識の向上

市民一人ひとりが、自らの住む地域の危険箇所を把握した上で、災害関係情報を正しく理解し、的確な避難行動を迅速に行うことができるよう、防災マップの作成、出前講座の開催や、広報紙等を活用した啓発、学校等における防災学習の開催などを通して、防災意識の向上を図ります。

また、様々な機会を捉えて市民に対し、食料、飲料水、携帯トイレなどの災害用の備蓄を呼びかけ、日常生活の中で準備できる備蓄方法の周知などに取り組みます。

- 防災訓練の充実

防災資機材の整備を進めるとともに、防災体制の確立、防災力の向上、防災意識の高揚を図るため、富士山火山広域避難訓練、避難所運営訓練などの防災訓練を実施するとともに、防災リーダーの活用、学校・事業所などの地域防災訓練への参加を促進します。

また、各区で行われる防災訓練の実情を踏まえ、定期的な訓練参加を促進するとともに、実施主体となる自主防災組織、行政、学校が連携し、児童・生徒の防災意識の高揚を図ります。

- 地区防災計画の策定促進

地域コミュニティにおける防災活動の推進を図るため、防災活動の実践を通じて、市民や団体等が行う自発的な防災活動に関する、実効性のある地区防災計画の策定を促進します。

- 天井の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止
公共施設において、大空間を有する建築物の天井構造物の落下や、エレベーターの閉じ込めを防止するための対策を推進します。
- 消防施設・設備の充実、地域の消防力の確保
大規模火災、同時多発火災、爆発等に備え、消防力を強化するため、消防施設・設備の充実、消防団員の確保・教育・訓練に努めます。
- 相談体制の整備
生活の復興再建に向けた様々な相談に適切に対応するため、相談内容に応じた担当機関へ円滑に引き継ぐ体制を整備します。
- 山地災害防止施設の整備、避難体制の整備
森林の適切な整備と保全を図るため、保安林の適正な配置と治山事業などの山地災害防止施設により、保安林機能の向上に取り組むとともに、間伐などの森林管理の着実な実施と、荒廃した森林の再生を促進します。
また、県と連携し、山地災害危険地区からの避難体制の整備を推進します。
- 土砂災害警戒区域の警戒避難態勢の整備
土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の警戒避難体制の整備、地域住民への危険箇所の周知、避難訓練の実施など、県と連携した対策を促進します。
- 復興事前準備の取組の推進
被災後、早期に的確な復興が実現できるよう、被災後の復興まちづくりのビジョンを予め検討しておく復興事前準備の取組を推進します。
- 外国人に対する危機管理体制
言語や文化・習慣の違い等により、防災に関する知識や情報の伝達が円滑に行われず、適切な避難行動が困難となることが想定されます。このため、防災情報の多言語化、やさしい日本語による情報発信、災害ボランティアによる通訳などにより、災害時のコミュニケーション支援を図ります。

④ 【教育文化分野】富士山のように大きな心を持った人づくり

- 学校施設の耐震化及び防災機能の強化
児童・生徒の安全確保のため、学校施設の耐震化を推進するとともに、非常用電源を導入するなど、防災上の機能強化を図ります。
また、被害状況により、児童・生徒を保護者へ引き渡すことが困難な場合に備え、飲料

水、食料等の備蓄を推進します。

- 学校における防災教育の推進

いつ、どこで災害に遭遇しても、自らの命を守るとともに、進んで地域の防災活動に参加できる人材の育成を推進します。

- 多彩なライフスタイルの実現と共助社会づくり

地域の自然、歴史、文化等の地域資源を活用して生活を楽しむ暮らし方の提案を行い、誰もが価値観やライフステージに応じて、望むライフスタイルを選択できる環境を創出するとともに、コミュニティの再生や多様な主体による共助社会づくりを推進します。

- 文化財の耐震化・防火対策

文化財への被害を最小限に留めるため、文化財管理者による耐震、防火対策を促進します。

また、国（文化庁、国立文化財機構）、県、民間の文化財関係団体、ボランティア等による文化財救済体制の構築を検討します。

⑤ 【環境分野】 富士山の恵みを守り育てるまちづくり

- 省エネルギー・再生可能エネルギーの導入推進

災害時のエネルギー確保も含め、太陽光、小水力、木質バイオマス等のエネルギーの地産地消を促進するとともに、将来的なエネルギーとして期待される水素エネルギー等の利活用を促進します。

- 災害廃棄物の処理体制の見直し

災害への対応力を高めるため、必要に応じて災害廃棄物処理計画を随時見直します。

- 上水道の断水に備えた応急給水体制の確保

上水道の安定的な供給のため、浄水施設、配水池や基幹管渠の耐震化、給水車の配備等、生活水の確保と応急給水体制の確保を促進します。

- 下水道施設の耐震化

大規模災害発生時における公衆衛生や交通網を確保するため、下水道施設の耐震化を推進します。

⑥ 【都市基盤分野】 富士山の麓にふさわしい美しく快適なまちづくり

- 中心市街地の整備

大規模地震などの自然災害から市民の生命と財産、産業を守るための防災・減災対策を最優先に実施しながら、地域産業の活性化やゆとりある住環境の整備等を促進し、中心市街地の整備を進めます。

- 住宅・建築物の耐震化

建物倒壊から市民の生命を守り、被害を軽減するため、住宅・建築物の耐震化を促進します。

また、家具類の固定、ガラスの飛散防止など、家庭内対策の促進を図ります。

- 老朽空き家対策

管理が不十分な空き家について、地震時の倒壊等による危険を防ぐため、所有者に対する除却や適正管理の啓発・指導など、老朽空き家対策を推進します。

- 被災建築物の安全確認

二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定の実施体制を強化します。

- 被災地の迅速な復旧対策を図る地籍調査事業の推進

市内の計画的かつ持続的な土地境界調査により、正確な登記簿と公図を整備する地籍調査を推進し、災害復旧・復興事業の迅速化を図ります。

- 緊急輸送路の耐震対策

緊急輸送路や物流道路、代替路・補完路などの整備、街路整備、橋梁の耐震対策、斜面・盛土等の対策を推進します。

また、緊急輸送路等の機能及び通行の安全を確保するため、沿線の土砂崩れ対策を推進します。

- 道路復旧体制の整備

緊急輸送路等の途絶を迅速に復旧するため、関係機関との連携により情報収集・共有・提供・資機材の整備などの必要な体制整備を図ります。

また、災害時応援協定を締結する民間事業者等との情報交換や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容の見直しなど、連携体制の強化を図ります。

⑦ 【協働・計画推進分野】富士山と共に歩む協働のまちづくり

- 市民参画の推進による持続可能なまちづくり

事前の災害対策や発災後の復興期には、行政で担いきれない地域課題に取り組む市民活動や協働を推進する人材が必要です。市民活動団体の育成に努め、地域課題に主体的に取り組む人材の育成を推進します。

- 男女共同参画の視点からの防災対策

地域での防災対策には、男女双方の視点が重要であることから、地域で活動する女性防災リーダーの育成を進めるとともに、女性防災リーダーが活躍できるよう、自主防災組織との連携を促進します。

- 適正な維持管理による長寿命化

高度経済成長期に整備された社会インフラや公共施設は老朽化が進行しており、市民の安全・安心の確保のため、適切な維持管理が必要なことから、施設ごとの長寿命化計

画、維持管理計画に沿った適正な補修、更新に取り組みます。

第7章 SDG s 未来都市 御殿場の”みらい”に向けて

世界文化遺産富士山の麓、四季の風情豊かな高原都市御殿場は、富士山東麓地域の中核を担う「SDG s 未来都市」です。富士山の豊かな恵み、東京都心から車で約 1 時間半という好立地と交通の利便性、1,500 万人を超える観光交流人口など、他市町にはない“御殿場の力”を生かして、持続的な発展を続けています。

そんな御殿場市は、2027 年度に新御殿場 IC 以東の新東名高速道路全線開通が予定されるなど、更なるポテンシャルを有しており、これを未来の発展につなげていくため、御殿場発の全国モデルとなる多くの取組を進めています。

世界共通喫緊の課題である地球温暖化やこれに伴う気候変動、国内においては、予測を上回る速さで進む少子高齢化、これに伴う人口減少、担い手不足など、様々な課題に直面する中で、“御殿場の力”を生かした果敢な挑戦が、将来を担う若者、人材、そして経済・産業を育成するとともに、豊かな環境を守り、育て、市民のウェルビーイング（幸福度・満足度）の向上と、持続可能な発展につながっていきます。

本章では、世界文化遺産富士山の懷に抱かれた御殿場市が、SDG s 未来都市として持続的な発展を遂げていくための取組、未来に向けたまちづくりについて考えていきます。

1. 全国モデルとなる本市の取組

（1）地域の未来を創る・支える・担う人材の育成

急速に進む人口減少が全国の自治体において大きな課題とされる中、本市では人口減少対策戦略を策定し、通勤通学、移住定住、子育て支援や働く場所の確保など様々な対策に取り組んでいます。

特に高校・大学の卒業を迎える 18 歳、22 歳の若い世代の流出が懸念される中、若い世代が、故郷に愛着を持ち、一度は御殿場を離れても、いつか戻ってきて地域を支える存在として頑張ってくれる、そんな未来を担う人材の育成が重要です。

本市はこれまでに、市内の中学生・高校生と高校生地域人材育成事業をはじめ、様々な施策で連携し、共に地域課題の解決に取り組むことで、未来を担う人材育成を行ってきました。令和6年度からは、地域循環共生圏推進協定を締結する㈱しずおかフィナンシャルグループ、若者世代に影響力を持つ東京ガールズコレクションを運営する㈱W TOKYOと連携し「GOTEMBA MIRAI PROJECT powered by TGC」を展開しています。

これは、高校生を中心とした若者に、社会課題の解決に向けた取組を通じ、故郷に愛着を持つシビックプライドや、新しいことにチャレンジする精神であるアントレプレナーシップを身に付けてもらう先駆的な取組として注目を集めています。

今後も、御殿場市は、地域コミュニティ、産業、そして御殿場という都市そのものの未来を担う人材の育成に力を入れていきます。



GOTEMBA MIRAI PROJECT 2024 の様子



（２）富士山Gコイン※¹による経済振興と市民活動の応援

富士山Gコインは、コロナ禍において疲弊した市内事業者の支援と非接触型キャッシュレス決済の普及を目的に、令和4年7月に導入しました。スタートから1年半で、当初目標としていた市民の6割を超える5万人以上が加入し、現在は約5万5,000人が加入、利用できる店舗数は400店を超えています。

プレミアム付きデジタル商品券をはじめ、ポイント還元祭、ボランティアポイントなど、各分野の施策推進のインセンティブとして活用しています。

富士山Gコインの導入は、市民生活の応援、市内経済活性化、デジタル社会に向けての効果など、予想を超える大きな成果を生みました。今後更に様々な分野で、まちづくりの基盤として活用を図っていきます。



※1...本市オリジナルのデジタル地域通貨で、専用アプリ・カードを利用し、市内取扱加盟店で1ダラー＝1円として利用できるキャッシュレス決済サービス。チャージにより繰り返し利用が可能。

（３）木育の推進

本市は、富士山麓の自然環境の骨格をなす豊かな森林が、市域の半分以上を占めています。そうした森林環境を活かし、SDGsの理念に基づいて、森林資源の保全・活用、地域活性化、御殿場らしい人づくり、まちづくりを推進していくため、令和4年4月に将来に向けて、木とふれあい、木に親しみ、木に学ぶ環境を整え、木を育て、木を活かし、多世代にわたって木のぬくもりを感じる豊かな暮らしを目指す「ごてんば木育推進宣言」を行いました。令和5年6月には、市の推進宣言を具体化した木育の道標となる「御殿場市木育推進基本構想」を策定し、「御殿場の木のぬくもりと共に」を基本理念に、市の状況を踏まえた5つの基本方針を定め、「木育」の推進をしていきます。

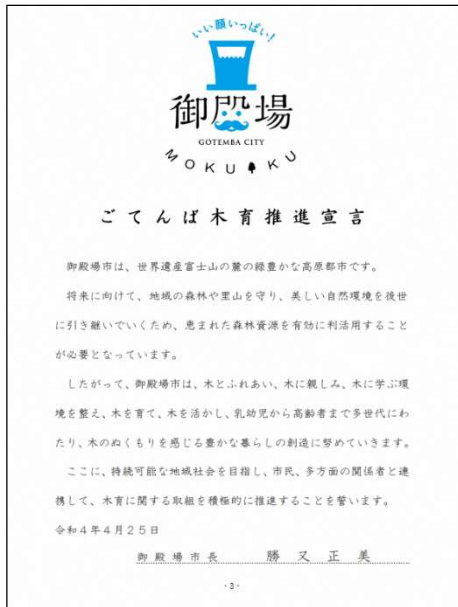


「ごてんば木」ロゴマーク

御殿場市木育推進基本構想

【基本理念】 ～御殿場の木のぬくもりと共に～

- 【基本方針】
- ア 森林や里山を守る・・・・・・・・・・森林や里山の保全
 - イ 森林資源を有効に活用する・・・・・・・・・・ごてんばっ木の活用
 - ウ 木に触れ、木に学ぶ・・・・・・・・・・木を通じた多世代交流
 - エ 様々な主体が協働して「木育」に取り組む・・・・・・・・・・協働による取組
 - オ カーボンニュートラル実現に貢献する・・・・・・・・・・脱炭素社会へ向けて



御殿場市木育推進基本構想



ごてんば木育推進宣言書



（４）富士山東麓エコガーデンシティ地域循環共生圏と“御殿場型循環モデル”

本市は、優れた環境と景観の形成と産業・経済振興が好循環するまちを目指し、「御殿場市エコガーデンシティ構想」を推進してきました。

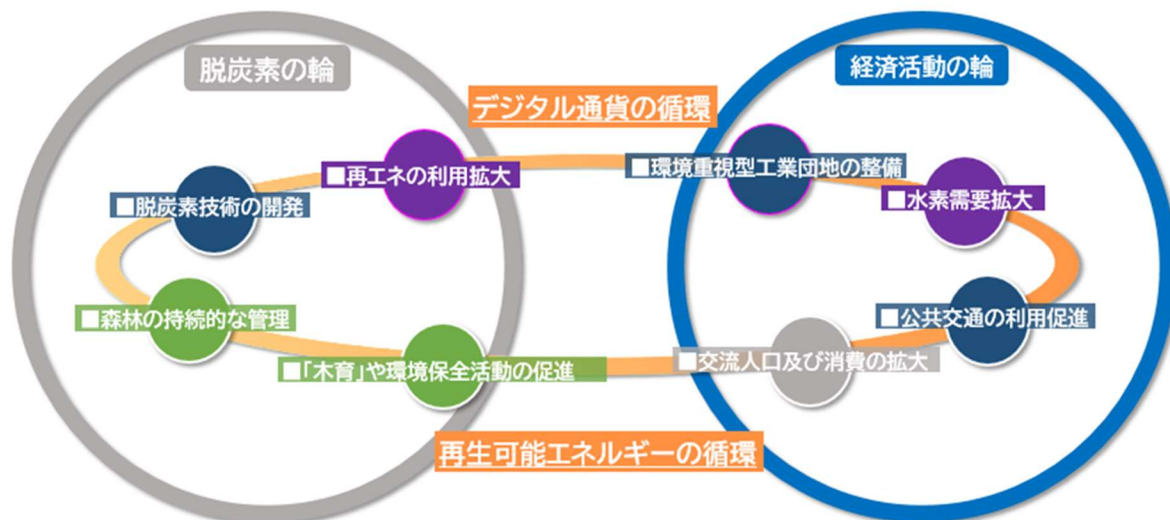
これを土台として、令和5年1月には、裾野市・小山町と連携した「富士山東麓エコガーデンシティ地域循環共生圏※2」が、静岡県による「“ふじのくに”フロンティア地域循環共生圏」の第1号認定を受けて、広域的な取組へと発展しています。

地球温暖化が急速に進行し、脱炭素化に向けた動きが世界的に加速する中、「富士山東麓エコガーデ

ンシティ地域循環共生圏」は、本市が取り組む、環境と経済の好循環、木育、デジタル戦略などの施策をSDGsの考え方でつないだものです。自然環境を守り、育て、磨く脱炭素に向けた取組と地域経済を好循環させ、地域成長を促進する仕組みとして体系化しています。

本市は、SDGs未来都市として、再生可能エネルギーの利用拡大、森林の持続可能な管理、環境重視型工業団地の整備等を通じ、富士山の麓から、環境・経済・社会に貢献する持続可能なまちづくりを目指します。

※2...富士山東麓地域（御殿場市・裾野市・小山町）における新たな広域連携により、富士山麓の自然環境を守り、育て、磨く脱炭素に向けた取組と、地域経済を好循環させる取組。



13

≪「脱炭素と経済の好循環」概念図≫

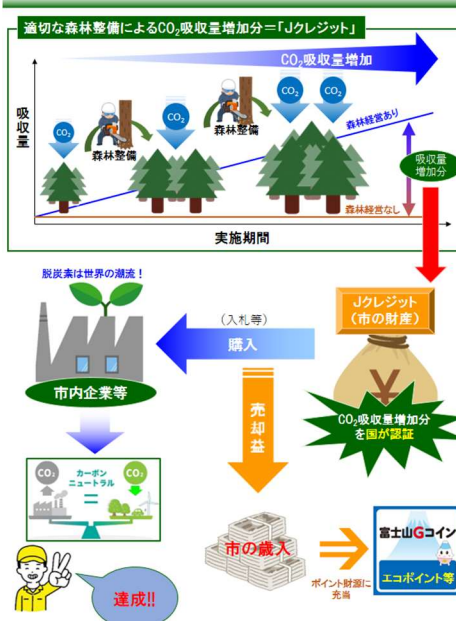
【御殿場型循環モデル】

富士山東麓エコガーデンシティ地域循環共生圏における本市の取組として、「富士山Gコイン」と国の「J-クレジット※3」を介して脱炭素と経済の循環を生み出すとともに、市民活動を応援し、社会課題の解決に資する「御殿場型循環モデル」を構築しました。

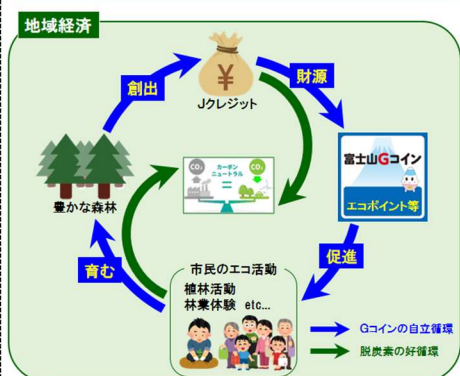
これは、富士山麓の豊かな森林からJ-クレジットを生み出し、カーボンニュートラルへの貢献を目指す企業へ売却することで、その利益を富士山Gコインの財源とし、環境に関連する市民活動へのポイント原資とするものです。

脱炭素の取組の成果であるJ-クレジットが、富士山Gコインとなって市内経済を活性化させるとともに、市民の環境活動を後押しし、更なる脱炭素を推進するという「脱炭素と経済の好

【富士山東麓エコガーデンシティ地域循環共生圏】 森林経営からJ-クレジットを創出し、富士山Gコインで脱炭素と経済の好循環



“持続可能”な 御殿場型 循環モデル
デジタル地域通貨を介した“脱炭素”と“経済”の好循環



デジタル地域通貨が自立・自走する持続可能な循環システム

御殿場の“特性”を生かした誰にも“Win-Win”な取組だね
・豊かな森林環境(市域の56%、木育)
・「富士山Gコイン」というオリジナルツール
・財産区や地域の法人の存在
「富士山Gコイン」PRキャラクター G-coo(ジーコ)

循環」システムが、前例のない「御殿場型循環モデル」として、全国的に注目されています。

※3...森林整備などによる温室効果ガス吸収増加量などを価値のある「クレジット」として国が認証する制度。

(5) スポーツタウン御殿場

本市は、東京 2020 オリンピック自転車ロードレースの開催地、また、空手道イタリア代表チームのホストタウンとなりました。こうしたオリンピック・パラリンピックのレガシーや、御殿場の魅力ある地域資源を生かしたスポーツ交流によるまちづくりを推進し、スポーツで地域振興や地域経済の発展に寄与するため、2022 年、官民連携の「スポーツタウン御殿場推進協議会」を設立しました。

スポーツ庁から指定された地域スポーツコミッションとして、ライドアラウンド、富士山1周サイクリングなどのサイクルイベントや、世界空手連盟や全日本空手連盟の後援のもと、世界での活躍を目指す高校生のステップアップとなる大会、空手や武道の魅力を空手発祥国日本の高校生を通じ国内外に発信する大会として「空手道 Karatedo Mt.Fuji Junior Championship in Gotemba」を創設し、イタリアとの継続的な交流を含め毎年開催しています。

これらの取組は、スポーツ庁が行う「スポーツ・健康まちづくり優良自治体表彰」を県下で唯一となる3回受賞し、スポーツ庁長官が、全国の自治体で唯一本市を視察するなど、大きく注目されています。



富士いち（富士山一周サイクリング）



空手イタリアチームとの交流



ちいさな FUJI（富士山トレイルランニング）



スポーツ交流でまちづくり推進（モルック）

2. 未来に投資する4大プロジェクト

富士山の恵み、交通の利便性、そして年間1,500万人を超える観光交流人口は、他の自治体にはない本市だからこそその「力」です。

これを生かし、未来の御殿場市、将来を担う子どもたちへの投資として、本計画期間中に4つの大型プロジェクトを推進していきます。どの施設も魅力溢れる日本一の施設を目指して整備を進めます。

(1) 新御殿場市立図書館

「新御殿場市立図書館」は、「日本一の富士山の麓に日本一の図書館を」を合い言葉に、多くの市民の皆様の声に耳を傾けながら整備を進め、令和8年4月の開館となりました。

「御殿場の伝統的な古民家」をモチーフとし、古民家を持つ特徴を取り入れ、外観は旧6町村を象徴した六角形の屋根を持つランドマークとなるデザインです。館内は内装や家具などへ木材を活用するとともに開放的な大空間とし、訪れる全ての人をやさしく包み、知り・学び・つながる場「みくりや・ほんてらす」を基本コンセプトとしています。

図書をテーマごとに、「コマ」と言われる空間に配置し、居間のようにゆっくり読書したり、利用者が多様な活動を行ったりする場となります。子どもたちに読み聞かせができる空間や、開放感が溢れるテラス席、読書をしながら寛げるカフェ、館内から富士山が見えるビューポイント、そして笑顔があふれる交流スペースを備えています。

また、郷土資料館の機能も併せ持っており、歴史資料の実物展示やデジタルを活用した魅力的な体験型のコンテンツの設置により、市民が楽しみながら郷土を知り、特に子どもたちが郷土愛を育み、愛着や誇りを持ち、本市に住み続けたいという意欲や志を醸成する施設としても期待されるとともに、観光客にも本市を知っていただく施設となります。

新御殿場市立図書館は、全ての人が温かく優しく包まれる空間となり、教育・文化・情報発信の拠点として、子どもから大人まで幅広い世代が、何度来ても楽しめる施設です。



新御殿場市立図書館イメージ図（外観）

内部の様子

（２）富士山 木のおもちゃ美術館

木の香りとぬくもりを存分に感じられる「富士山 木のおもちゃ美術館」は、「木育」のシンボルとなる施設として、令和8年夏のグランドオープンに向け、印野地区の富士山樹空の森敷地内で整備を進めています。

御殿場産木材「ごてんばっ木（こ）」をふんだんに活用し、御殿場の「自然」と「文化」と「人」をつなぎ、本市最大の魅力である富士山をまるごと楽しめる施設です。

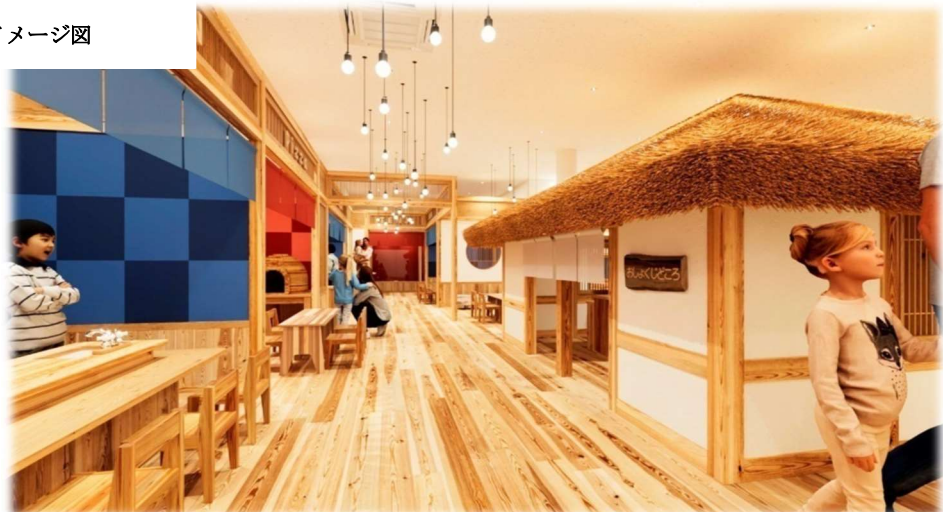
富士登山を体験できる空間づくりや地元の農産物をおもちゃにした収穫体験エリア、富士山の溶岩洞窟をくぐり抜けられる木製トンネルなど、御殿場ならではのオリジナルの遊具や玩具などを配置します。

さらに木工室での木工ワークショップや、木を活かした様々な「木育」体験を通じて、ここにしかない遊びや学びの機能を充実させ、施設を利用する全ての子どもたちが笑顔になれる「日本一のおもちゃ美術館」を目指しています。

「富士山 木のおもちゃ美術館」の整備により、年間 1,500 万人を超える観光交流客を市内全域に回遊させ、市内の観光施設を点から線、そして面となる「富士山トライアングル」を形成することにより、地域経済の活性化と観光振興の拠点となる施設です。



富士のもりひろば イメージ図



富士のさとひろば イメージ図

(3) 経済活性化施設（仮称：富士山の恵み産業パーク）

本市の特色である富士山の麓という最高のロケーションと富士山の恵みを最大限に活かし、全国から本市を訪れる、多くの観光客に、地元の農産物や特産品をはじめ、伝統工芸品の販売、観光情報や文化・歴史の発信など多種多様なニーズに応えられる経済活性化施設として、道の駅的な要素も持つ「（仮称）富士山の恵み産業パーク」を、市内主要幹線の国道 138 号沿いに整備を進めています。

この施設は、地域コミュニティや住民同士の交流促進の拠点としても重要であり、訪日外国人旅行者の増加に伴う異文化交流の創出など、訪れる外国人にとっても魅力的で、御殿場の様々な魅力を日本全国のみならず、世界中に発信できる施設です。

また、観光・経済の新たな拠点であると同時に、本市の防災拠点とし、市民の安心と安全を守る、総合的な防災機能を有する施設ともなります。

これまで、本市の全ての産業の源であり、本市の発展に大きく寄与してきた富士山の恵み「水」に着目し、富士山の「麓」で、「水」の恵みを未来へつなぐ交流創造拠点として、年間 300 万人以上の来訪者を見込み、日本一のにぎわいと、子どもからお年寄りまで誰もが楽しめ、親しみや地域への愛着を育むことができる施設を目指しています。



わくわくゾーン(広場)と回廊イメージ図 (案)

建物と広場のイメージ図 (案)



（４）メッセ型施設

本市の未来を担う子どもたちが、様々な体験や学習を通じて科学技術や産業技術に興味や関心を持ち、将来の御殿場市を創り、支える創造環境づくりと、東富士演習場の歴史や文化を学び、機械産業遺産の保存や展示を通じて、次世代に平和や安全への意識継承を効果的に発信する拠点として、多目的に利活用が見込める「メッセ型施設」の整備に向けた可能性調査を進めています。

また、大規模施設の利点を生かし、自然災害時の緊急避難所や被災地への救援物資を送る際の中継拠点、ドクターヘリの離着陸場所としての活用等、多くの市民の生命と財産を守り、防災拠点施設として重要な役割を果たすことが見込まれます。

今後も、SDGs未来都市として、航空・宇宙産業をはじめ、先端技術産業や自動車・モータースポーツ産業、精密機械産業や医療・介護・福祉産業など、幅広い産業分野の企業・団体との連携強化を図りながら、「メッセ型施設」を有効活用した多種多様なイベントや展示会など通じて、子どもたちの体験や学びの場を創出し、地域交流やコミュニティの中心的な施設として、御殿場らしい、御殿場ならではの魅力ある施設整備を計画していきます。

3. 御殿場の未来に向けて

本市は、昭和 30～31 年の6か町村合併による市制施行を経て、令和7年2月 11 日に 70 周年を迎えました。大きく変化する時代の中で、世界文化遺産 富士山の懷に抱かれながら、その恵みを享受して発展を続けています。

今や本市の観光交流人口は 1,500 万人を超えます。そうした本市を訪れる皆さんが口々におっしゃることは、「御殿場の人は優しいね」「御殿場に来るとほっとする」ということです。首都圏からちょっと足をのばせば訪れることのできる好立地、豊かな環境、温泉、食、地ビールやワイン、富士山の魅力を満喫し、人の心の温かさに触れることのできるまち。富士山の恵みを存分に感じながら、訪れる誰にとっても故郷のように、人の温かさを感じられる、それが「御殿場らしさ」なのでしょう。

今、世界共通喫緊の課題である地球温暖化や予測を超える速さで進行する少子高齢化、人口減少など対応すべき様々な課題に直面する一方で、DXや人工知能（AI）の活用、ジェンダー等にとらわれない多様で包摂的な社会の進展など、世の中は大きく変化しています。

本章で紹介した取組をはじめ、分野別計画に掲載する各種施策は、こうした大きな社会の変化の中で、御殿場らしさ、富士山の麓の御殿場だからこその強みを生かし、市民をはじめ本市に関わる人々のウェルビーイングを向上し、本市の未来につなげていくための取組です。

また、既存の枠組みにとらわれず、近隣の自治体と連携しながら、富士山麓地域の中心として、世界にその取組を発信していくことが、さらなる本市の発展につながるとともに、新しい時代の国や地域のありかたにつながっていきます。

市民の皆さんが、そして未来を担う若者たちが、故郷のことを大切に思い、誇りを持ち、夢や希望を持てる御殿場を創っていくことが求められています。



富士山とともに、未来へつなぐ